

令和5年度版

かがわの青少年

(令和4年度 年次報告書)

香 川 県

はじめに

この「かがわの青少年」は、香川県青少年保護育成条例第3条第2項に基づき、青少年の健全な育成に関する県の施策の内容を公表するものです。

本書では、「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」の施策体系に沿って令和4年度の施策の内容などをとりまとめています。

目 次

第1部 青少年の健全育成に関する施策

基本指針1 健やかな成長のための支援	1
① 日常生活能力の習得支援	1
② 多様な活動機会の提供	6
③ 社会形成参画・社会参加支援	12
④ 職業的自立・就労などの支援	14
基本指針2 困難な状況にある子ども・若者への支援	15
① 児童虐待防止対策の推進	15
② 暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応	16
③ インターネットに起因する問題への対応	17
④ 非行への対応	19
⑤ ひきこもりへの支援	20
⑥ 若年無業者などへの支援	20
⑦ 子どもの貧困問題への対応	21
⑧ 多様な子ども・若者への支援	22
⑨ 育成支援ネットワークによる支援の推進	23
基本指針3 社会全体で支えるための環境整備	24
① 保護者等への積極的な支援	24
② 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発	24
③ 子ども・若者育成支援に関する情報提供	25
④ 地域における育成支援ネットワークの充実	26
⑤ 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり	28
⑥ 有害環境の浄化	30
⑦ インターネット上の有害情報対策の推進	31
基本指針4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	32
① グローバル社会で活躍する人材の育成	32
② 地域づくりで活躍する若者の応援	32
③ 未来の芸術家、競技者の育成	33

第2部 資料編

I 青少年の現状	34
1 青少年の人口	34
2 青少年の非行等問題行動	37
II かがわ子ども・若者育成支援ビジョンの概要	43
III 青少年健全育成の推進体制	49
IV 青少年の団体活動	50
1 青少年団体	50
2 青少年活動施設	53
① 青少年教育関係施設	53
② ユースホステル	55
V 青少年関係指導者一覧	56
VI 相談関係機関一覧	57

VII	市町青少年行政関係機関一覧	59
1	市町民会議設置状況	59
2	市町青少年行政主管課	60
3	少年育成センター	61
4	香川県青少年活動推進本部組織図	63
VIII	青少年関係法令等	64
1	県関係条例・規則・要綱等	64
①	香川県青少年保護育成条例	64
②	香川県青少年保護育成条例施行規則	78
③	香川県青少年保護育成条例に係る告示（抜粋）	84
④	香川県青少年活動推進本部規則	88
⑤	香川県児童福祉審議会条例	90
⑥	香川県青少年問題協議会条例	91
2	その他関係法令名	92
IX	各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分	93

第1部 青少年の健全育成に関する施策

基本指針1 健やかな成長のための支援

① 日常生活能力の習得支援

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、規範意識は、人間の態度や行動の基礎となるもので、子ども・若者の社会的な自立や自己実現のために大変重要です。これらは、日常生活の積み重ねによって培われるもので、学校、家庭、地域などのさまざまな生活の場において、大人や他者とのかかわりの中で発達の段階に応じて身に付けることが大切であることから、学校、家庭、地域が連携して習得支援を推進します。また、子ども・若者を取り巻く生活環境の変化は、子ども・若者の心身の健康に大きな影響を与えており、体力や運動能力の低下が課題となっています。子ども・若者が自らの心と体の健康を維持できるよう運動する意欲の向上、健康教育の推進を図ります。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
食育総合推進事業 「かがわ食育アクションプラン」に基づき、行政と関係団体等が連携し、地域の食育ネットワークづくりとその活動促進、料理教室等の開催及び健康情報メール等による毎月19日の「かがわ食育の日」の普及啓発等を行う。また、食育の現状と食をめぐる諸課題の中で、減塩や野菜摂取量拡大に向けた事業を実施する。	1,078	・食育ネットワーク活動 4保健所 ・かがわの食文化啓発事業 16市町 43回 887名 ・出前講座や大型小売店等でのキャンペーン等の実施 11回 1,087名 ・地域の希望する事業所に対し、毎月19日の「かがわ食育の日」に健康情報メール「うどんうどんサポート」を配信	1,465	健康福祉 総務課
薬物乱用対策事業 広報、啓発活動を通して、薬物乱用の恐ろしさを訴え、青少年の薬物乱用を防止する。	4,389	○不正大麻・けし撲滅運動 ・ポスター・チラシの配布、自生けしの抜去 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 市町庁舎等にポスターを掲示 ○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 ・ポスター・チラシの作成 ・地域の健康祭りや文化祭での啓発資材の配布・パネルの展示 ○薬物乱用防止広報強化月間 ・ポスターを作成し、駅・高等学校等で掲示 ・ラジオ放送による情報発信 ○薬物乱用防止教室への講師派遣 中学校 延べ2件 高等学校 延べ3件	4,255	薬務課
家庭相談員・女性相談員配置事業 小豆総合事務所及び中讃保健福祉事務所の家庭児童相談室に家庭相談員(2名)・子ども女性相談センターに女性相談員を配置し、子育てに関する不安や悩みなど家庭が抱える問題等について、地域に密着した相談支援体制の充実を図る。	12,921	小豆総合事務所と中讃保健福祉事務所にそれぞれ1名配置 子ども女性相談センターに2名配置	12,606	子ども家庭課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
家庭支援相談等事業 子ども女性相談センターに電話相談員（3名）を配置し、子ども自身の悩みや子育てに関する不安など家庭が抱える問題等について、専用電話による相談を行うことにより、相談体制の充実を図る。	10,063	電話相談受付件数 459件	9,237	子ども家庭課
かがわ農水産物地産地消推進事業 「食」や「農」に対する理解促進や取組みを強化・充実し、県民運動としての地産地消を推進する。	9,196	・ 出前講座等 101回 4,238名 ・ 地産地消推進のための交流会 3回 87名 ・ 啓発研修会 1回 77名 ・ 水産食育教室等 5回 220名	2,277	農政課 農業経営課 水産課
幼児教育充実推進事業 教員研修の実施や香川県就学前教育振興指針についての市町や幼稚園等の取組みを推進する。	5,586	県内全ての就学前教育施設における取組みの方向性を示す「香川県就学前教育振興指針」（令和2年2月策定）の活用推進 ・ 新規採用教員研修 19名	3,534	義務教育課
香川県就学前教育サポート事業 幼児教育スーパーバイザーが、希望があった就学前教育施設を対象に巡回訪問し、指導助言を行う。また、市町の幼児教育アドバイザーの資質向上を図るため、連絡協議会を開催する。	6,396	園（所）訪問による指導・助言 ・ 公立幼稚園 27園（58回） ・ 私立幼稚園 3園（4回） ・ 公立保育所 9所（21回） ・ 私立保育所 3所（4回） ・ 公立幼保連携型認定こども園 16園（42回） ・ 私立幼保連携型認定こども園 5園（10回）	2,376	義務教育課
郷土に誇りを持つ教育の推進事業 児童・生徒がふるさとに親しむことができるよう、ふるさと教材（かるた）の活用を促すとともに、ふるさと体験型イベントを開催する。また、道徳（ふるさと）教育モデル校の指定を行い、郷土に誇りを持つ教育の推進を図る。	7,714	○「かがわふるさと百人一首かるた」の制作 ・ 県内小中学生からふるさとを取り上げた読み札を募集→1,700首以上の応募 ・ 県内小中学校に百人一首かるたを配布 ○道徳教育モデル校の指定（小・中学校各1校）	4,576	義務教育課
「いのちのせんせい」派遣事業 児童・生徒が生命の尊さを実感できる道徳教育を充実させるため、常に「生」や「死」に直面している助産師、救急救命士や、命を守り命を大切にする意味を自身の体験を通して語る獣医師、介護福祉士、手話通訳士等を小・中学校に派遣し、より体験的、感動的な道徳の授業を展開する。	886	「いのちのせんせい」を活用した道徳等授業派遣校 145校	822	義務教育課
外国語指導助手の配置 英語教育、国際理解教育の充実を図るため、外国語指導助手を高等学校に配置する。	84,051	外国語指導助手（ALT）の配置 ・ 県立中・高等学校 15名	75,893	高校教育課
健康管理事業 学校保健安全法に基づき、幼児・児童・生徒について、結核健康診断や心電図検査等を実施して、健康管理を図る。	24,234	県立学校幼児・児童・生徒 全員	20,553	保健体育課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
幼児期から高等学校までの食育推進事業 学校・家庭・地域の団体と連携協力しながら、幼稚園や高等学校に講師を派遣し、児童・生徒の発達段階に応じた食に関する指導の充実を図る。	149	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における食育実践研究 4園 ・高校生の食育推進講師派遣事業 11校 18回 	169	保健体育課
学校における食育事業 学校における食育推進体制の整備と食生活への正しい理解や望ましい食習慣の形成を図るための指導を行うとともに、学校給食に地場産物を積極的に取り入れるなど、地域や家庭とのつながりを重視した食育を推進する。	115	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭・学校栄養職員研修会 83名 ・食育推進研修会 (新型コロナウイルス感染症対策のためオンデマンド配信 8月下旬～12月28日 視聴回数 173回) ・学校給食地場産物活用推進連絡会 	19	保健体育課
ふるさとの食再発見事業 毎月19日の「食育の日」を含む5日間を「ふるさとの食再発見週間」とし、学校給食において、地場産物や郷土に伝わる料理を取り入れた給食を1回以上実施する。 年間を通じて定期的に、地場産物や季節の郷土料理を提供することで、児童・生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の理解を深める。	—	毎月各学校で実施	—	保健体育課
がん教育総合支援事業 学校におけるがん教育普及のため、専門医、専門機関と連携を図り、がん教育の授業でゲストティーチャーを派遣し、教職員や保護者等を対象とした講演会等や、地域学校保健委員会等に専門医等を派遣することにより学校保健の支援体制づくりを推進する。	722	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催 ・研究授業への専門家(看護師)の派遣 ・がん教育研修会等への専門家(看護師)等の派遣 派遣校 19校 ・がん教育研修会 オンデマンド研修(6月、1月) 	586	保健体育課
幼児期の体力向上指導者研修会 幼児期の体力向上のために、幼児心理や運動発達の視点から、研修会を実施する。	62	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	13	保健体育課
香川県学校保健研修講座 教職員や学校医等の学校保健関係者を対象に、健康教育についての理解を深め、関係者の資質の向上を図る。	76	新型コロナウイルス感染症対策のためオンデマンド研修で実施	17	保健体育課
香川県よい歯の児童・生徒審査会 各郡市の代表となった、よい歯の児童・生徒を対象に県レベルの審査と表彰を行うことにより、むし歯予防に対する関心を高めるとともに、各学校における歯の保健指導の充実を図る。	—	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—	保健体育課
薬物乱用防止教育推進事業 学校薬剤師や警察官等の参加により、「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、各学校に薬物乱用防止に関する資料提供を行う。	—	令和4年度薬物乱用防止教室の開催状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 37校 ・中学校 41校 ・高等学校 29校 	—	保健体育課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
子供の体力向上支援事業 体力テストがA判定であった児童・生徒や、昨年度の判定よりも向上した児童・生徒に香川県子どもの体力向上支援委員会から優秀賞を交付することで、体力に対する関心を高め、自身の体力向上に意欲的に取り組もうとする児童・生徒の育成を支援する。	80	【表彰交付数】 ・優秀賞 小学校 4,058名 中学校 3,000名 ・向上賞 小学校 8,005名 中学校 1,690名	18	保健体育課
家庭・地域教育力再生事業 ①家庭教育力再生事業 保護者や子どもを対象に、家庭教育や望ましい生活習慣づくりの大切さについて啓発する。 「早寝早起き朝ごはん」等のチェックシートやチラシを配布するとともに、本県オリジナルの歌とダンスを活用した啓発として、小学校で生活習慣に関する講座（生活習慣スクールキャラバン2023）を開催する。 ②地域教育力再生事業 父親の地域教育活動への参加促進、地域住民が参画しながら子どもや家庭を支援する取り組み等を実施する。 ③「みがけ親の力！」応援事業 「非認知スキル」向上のためのプログラムを啓発する。 小学生に、生活習慣の改善や生活面での自立を促すチャレンジシートを配付するとともに、保護者に子どもの取組みを支援するためのサポートブックを配付する。	7,371	①家庭教育力再生事業 ・家庭教育啓発推進 家庭教育啓発月間（7月・8月） ・3歳児保護者啓発冊子「3歳児のいいところミッケ！」を配付 ・就学前の子どもの保護者啓発冊子「今こそ家庭教育」を配付 ・中学校新入学生の保護者啓発冊子「イマドキさぬき思春期」を配付 ②地域教育力再生事業 ・「地域で共有！」 4団体に委託 ・おやじ力向上事業 1団体に委託 ③「みがけ親の力！」応援事業 ・「非認知スキル向上プログラム」を教員研修に活用 ・小学生に「自分でできるよ！」チャレンジシートを、保護者にサポートブックを配付	6,435	生涯学習・文化財課
家庭教育推進専門員の資質向上及びワークショップ事業 親同士の緩やかな関係づくりによる学びあいや支えあいを支援する家庭教育推進専門員の資質向上を図る。	263	・家庭教育推進専門員の委嘱 73名 ・親同士の学びを取り入れたワークショップ 15件	187	生涯学習・文化財課
家庭教育力サポート事業 保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、家庭教育力の充実を図るため講話を実施する。	—	職員を派遣し、保護者啓発を実施 ・幼稚園 7園 ・こども園 4園 ・保育所 3園 ・小学校 14校 ・企業等 1箇所	—	生涯学習・文化財課
教育相談事業 幼児・児童・生徒一人一人の心身の健全な成長と発達を図るため、教育上の諸問題についての相談に応じる。	3,801	・電話相談 2,176件 ・来所相談 573件 ・メール相談 342件 ・FAX相談 0件	3,666	教育センター

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
少年警察ボランティア活動 少年警察ボランティア活動を充実し、地域における非行防止、有害環境浄化活動を推進する。	2,182	・少年警察補導員 371名 ・少年指導委員 53名	1,538	人身安全・少年課
少年相談の推進 少年相談専用電話等の活用により、少年相談活動を推進する。	—	・少年相談 1,601件 ・少年相談専用電話 21件	—	人身安全・少年課
非行防止教室の実施 少年の規範意識を育むため、警察をはじめとする関係機関が連携の上、学校を訪問し、その専門性を生かした指導を行う。	—	・小学校 508回 18,084名 ・中学校 95回 15,193名 ・高等学校 42回 12,118名 ・その他 5回 344名	—	人身安全・少年課
チャイルドケア教室・非行防止公開講座 就学前の子どもを持つ保護者に対し、家庭教育の大切さを訴える教室を実施し、非行防止を図る。	—	5回 91名	—	人身安全・少年課
薬物乱用防止教室の実施 薬物の危険性・有害性について正しい知識を普及させるために、小・中・高等学校等で実施する。	—	・小学校 3回 72名 ・中学校 16回 2,191名 ・高等学校 30回 9,029名 ・その他 5回 226名	—	人身安全・少年課

② 多様な活動機会の提供

子ども・若者の自立には、自然体験や社会体験、同世代や異世代の人々、異文化をもつ人々との交流などにより、生きる知恵や多様な価値観、社会性を身につけることが欠かせません。実体験を伴うことが少なくなっている現代においては、実感や発見、感動を得られる活動機会を提供することが必要です。地域や学校が連携して、子ども・若者の興味・関心に応じて地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を推進し、子ども・若者が社会における役割や社会とのつながりに気付くよう支援します。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
香川県民ホール文化事業 ジュニア・オーケストラ育成事業 レクザムホール(香川県民ホール)において、香川の音楽文化向上と青少年の豊かな心を育み、未来の音楽家を育てることを目的とし、かがわジュニア・フィルハーモニック・オーケストラ活動を行う。	6,603	・団員 R4 実績 合奏コース 51名 基礎コース 49名 ・活動 R4.8.28 第21回記念定期演奏会開催	8,794	文化振興課
香川県民ホール文化事業 かがわ音楽アカデミー事業 東京藝術大学との協力協定に基づき、レクザムホール(香川県民ホール)において、同学主催の早期教育プロジェクトとして、ピアノレッスンを実施するとともに、同学から講師を招き声楽、フルート、ヴァイオリンの公開講座を実施する。	3,257	・東京藝大音楽学部早期教育プロジェクト in 香川 ピアノレッスン 受講人数 5名 ・公開講座参加者数 声楽 19名 フルード 14名 ヴァイオリン 7名	1,833	文化振興課
文化芸術による子供育成総合事業 一巡回公演事業一 (文化庁事業) 児童・生徒が優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体との共演やワークショップに参加する等、優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供する。	—	高松市立古高松中学校ほか23校実施	—	文化振興課
文化芸術による子供育成総合事業 一芸術家の派遣事業一 (文化庁事業) 一流の芸術家による講話、実技指導等を実施し、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養う。	—	さぬき市立さぬき南小学校ほか20校実施	—	文化振興課
各種ワークショップ(地域連携G企画、ボランティア企画、キッズ) 子どもたちに体験活動を通して、歴史や美術に親しむ機会を提供することを目的として実施する。(夏休み期間中また随時)	604	○R4.8.10～R4.8.14 「夏休み子どもミュージアム」 ・バックヤードツアー 20名 ・歴史探検1 「高松城下をのぞいてみよう」 17名 ・歴史探検2「夏を学ぼう!解説会」 8名 ・美術探検「絵?ふしぎ」 27名 ○R5.3.21「高校生ボランティア・イベント」 ・オリジナルノートを作ってみよう 7名 ・どれだけ知ってる?香川のこと ～クイズ王はだれだ!～ 8名 ○R4.7.30「立体地図を作ろう」 16名 ○R4.11.20「つまみ人形をつくろう」 5名	236	文化振興課 (県立ミュージアム)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
漆芸親子体験教室 香川漆芸に対する理解を深め身近に親しめるよう、小学4～6年生とその保護者を対象とした体験教室を実施する。	117	R4. 7. 31 漆芸研究所 44名（親子22組）	68	文化振興課 (漆芸研究所)
私学特色教育チャレンジ支援事業「職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」 伝統・文化体験、自然体験、ボランティア活動等の体験活動の推進に取り組む私立学校を支援する。	9,100	・高等学校 3校 ・中学校 2校 ・幼稚園 27園	6,324	総務学事課
みどりとふれあい推進事業 どんぐり銀行活動やフォレストマッチング推進事業、緑化コンクールを実施し、県民参加のみどりづくり活動の普及啓発を図るとともに、県民・企業等の参加による森づくり活動を推進する。	292	・どんぐり銀行登録者数 3,756名 ・森林ボランティアネットワーク登録団体 23団体 ・かがわフォレスター登録者 85名 ・早明浦交流プロジェクト参加者 0名 （※新型コロナウイルス感染症対策のため中止）	297	森林・林業政策課
移動「森林教室」開催事業 県民の森づくりへの参加と理解を一層深めてもらうため、小・中学校等の子どもたちを対象として、どんぐりや松ぼっくり等を使った「森林クラフト教室」や小学校等への出張教室を開催する。	—	森林環境学習 1回 20名	—	森林・林業政策課 各林業事務所
どんぐり銀行活性化事業 森づくり活動等のきっかけづくりである「どんぐり銀行」を活性化するため、ポイント制度等により預金者サービスを向上させることにより、預金者や森づくり参加者の増加を図る。	1,757	・新規預金者数 861名 ・ポイント制度への協賛企業等 91社	1,719	森林・林業政策課
みどりの学校運営事業 ボランティア団体等と県との協働により、みどりづくりに関する様々な講座を実施する「みどりの学校」を運営することにより、県民参加の森づくりを推進するとともに、みどりを守り・育てる人材を育成する。	4,152	みどりの学校講座実施数 87講座 参加者 1,288名	5,012	森林・林業政策課
香川・岡山青少年交流 六口島自然体験キャンプ 香川県と岡山県の青少年が瀬戸内海に浮かぶ自然豊かな「青少年の島」に集い、ともに過ごし、自然とのふれあいを体験することで、県や地域の枠を越えた友情と交流をはぐくむ。	—	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—	子ども政策課
青少年国際交流事業 内閣府の行う国際青年交流事業に参加する青年や団体を支援し、国際交流活動、青少年活動などを活発に行い、青少年を育成する。	28	R4. 12. 12～R4. 12. 15 青年国際交流事業（内閣府主催） ＜受入事業＞ 外国参加青年 16名	23	子ども政策課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
青年センター運営事業 青少年に対し、研修、団体活動、国際交流その他の活動の場を提供することにより、青少年の健全な育成を図る。	28,138	指定期間 R3. 4. 1～R8. 3. 31 年間利用者数 49,850名 指定管理者 (一社) 香川県青年団体育成支援協議会	28,565	子ども政策課
学生による企画提案活動支援事業 学生自らが企画・提案する子どもの自発的な活動をサポートする事業を支援することにより、学生の自主性、積極性、創造性を高め、次代を担う青年の育成を図る。	—	助成金交付団体 7団体	1,611	子ども政策課 (青少年基金)
体験活動事業「ふるさと体験ツアー」 瀬戸内や香川の歴史に触れる機会を設けるとともに、伝統工芸の体験や農業学習などを行う。	336	R4. 8. 26 ・工場見学(株式会社フソウ) ・漆のコースター作り(香川県漆芸研究所) 参加者 小学3～6年生 19名	229	子ども政策課 (青少年基金)
体験活動事業「国際交流事業」 英語を用いた交流活動を通して、音声やリズムに慣れ親しみ、異文化を理解し、外国人と関わる積極性や協調性を育み、楽しんで外国語を学ぶ。	65	R4. 12. 18 「クリスマス・イングリッシュ・アクティビティ」 自己紹介、英語ゲーム、歌の鑑賞、各国のクリスマスの紹介、クリスマスカード作成 参加者 小学3・4年生 54名	36	子ども政策課 (青少年基金)
青少年健全育成啓発事業「県内企業の魅力を知ろう」 県内の魅力ある企業を紹介することにより、働くことやふるさとへの理解を深める。	60	R4. 7. 26 県内企業9社によるオンラインでの企業説明・質疑応答 参加者 小学3～6年生 12名	184	子ども政策課 (青少年基金)
体験活動事業「どきどき冒険キャンプ」 自然の中で体を動かすことの楽しさを体験し、健康で活動的な生活習慣の形成に繋げる。 また、南海トラフ大地震の発生に備え、その対処に必要な知識や避難行動を取る力を身に付ける活動を行う。	1,120	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	553	子ども政策課 (青少年基金)
体験活動事業「プログラミング講座」 情報社会で重要なプログラミングを体験しながら、論理的思考を身に付ける。	—	R4. 9. 10 「ロボットプログラミングに挑戦！」 ・プログラミング教材を使ったロボットプログラミング体験 ・自動車ロボットを前後左右に動かす棒倒しゲーム 参加者 小学4～6年生 11名	32	子ども政策課 (青少年基金)
かがわ農水産物地産地消推進事業		再掲1-①		農政課 農業経営課 水産課
農業教育推進事業 農業や食料への理解促進を図るため、農業高等学校生の地域農業学習や先進農家現場実習を実施する。	330	・学校連携事業検討会 1回 ・先進農家現場実習 3名	290	農業経営課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
ふるさと・水と土保全対策事業 小学生親子を対象とした、ため池などの農業用施設を通じて農業や水の大切さを学ぶ「ふるさと探検隊」を開催する。	370	R4. 11. 13 ふるさと探検隊 参加者 44名（うち小学生 25名）	283	農村整備課
かがわの農泊推進事業 農業体験や伝統文化にふれる「グリーン・ツーリズムモデル体験企画」を開催する。	88	R4. 11. 5～R4. 11. 6 グリーン・ツーリズム体験モデル企画 参加者 13名（うち高校生以下 2名）	86	農村整備課
香川の魚消費拡大事業 (水産食育教室) 骨がある魚が敬遠される中、魚食技術の向上や県産水産物への理解を深めるため、子供や子育て世代を中心に魚の食べ方教室を実施する。	1,268	お魚一匹まるごと食育教室 18回 参加者 811名	614	水産課
集団宿泊学習事業 心豊かでたくましい生徒の育成をめざして、五色台少年自然センターなど、恵まれた自然環境の中での集団宿泊学習を実施する。	23,248	新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、日帰り体験活動とするなど、内容を見直して集団宿泊学習を実施 ・五色台少年自然センター 中学校38校 ・屋島少年自然の家 中学校23校	16,089	義務教育課
プロスポーツ・地域スポーツ人材活用事業 ジュニアアスリート育成の基盤となる中・高等学校の運動部を充実、活性化させることを目的とし、プロスポーツ選手や地域の人材の活用を図る。	5,572	・プロ選手等の部活動指導 中学校 延べ 21校 31回 高等学校 延べ 5校 12回 ・外部指導者の派遣 中学校 9校 20名 高等学校 23校 54名	5,651	保健体育課
スーパー讃岐っ子育成事業・シニア事業 オリンピックなどの国際大会で活躍するトップアスリートを輩出するため、豊かなスポーツの素質を持つ小学生を選考し、中学生期まで育成プログラムを実施し、本県の次世代を担う人材を育成する。	7,430	・スーパー讃岐っ子 6年生(12期生) 37名 プログラム 22回 5年生(13期生) 36名 プログラム 20回 4年生(14期生) 28名 プログラム 11回 ・スポーツ体験プログラム 80名 プログラム 4回 ・スーパー讃岐っ子シニア事業 共通プログラム 106名 3回	5,894	保健体育課
讃岐っ子パワーみんなでチャレンジ事業 県内小学生を対象に、様々な運動に取り組み、みんなで力を合わせて記録に挑戦することを通して、運動への親しみや集団で関わる楽しさや喜びを味わうとともに体力の向上を図る。	—	運動遊びの種目の中から選択し実践する活動 小学校 延べ 30校 グループの部 545チーム ペアの部 38ペア	—	保健体育課
かがわジュニア育成プラン 豊かな素質を持つ小・中学生を継続的に指導し、ジュニア選手の発掘・育成・強化を図り、競技力の維持向上を図る。	3,803	・チームかがわ 選抜チーム県外遠征 7競技 選手・監督 195名 ・クラブかがわ 2競技(クラブ) クラブ員 38名 県外遠征 2競技 選手・指導者 延べ 52名	3,384	保健体育課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
地域スポーツクラブ育成支援事業 子どもから高齢者まで、だれもが参加できる総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。	418	総合型地域スポーツクラブ(R5.3現在) 設立 29クラブ 準備中 4クラブ クラブマネージャー養成講習会	143	保健体育課
スポーツ少年団育成事業 少年スポーツ活動をより組織的、計画的に進め、多くの少年たちが積極的に参加するスポーツ少年団を育成する。[平成25年度で事業終了]	—	R4年度スポーツ少年団登録状況 25種目 449団 7,760名	—	保健体育課
全国青年大会派遣事業	194	・全国青年大会への県選手団派遣(東京) ・香川県青年大会の開催	175	保健体育課
全国高等学校総合文化祭開催準備事業 令和7年度の香川大会に向け、開催部門の強化を図るとともに、第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会を設立し、県内の高校生からなる生徒実行委員会を中心に総合開会式の企画や県民への周知を図るための「開催500日前イベント」の企画・運営等を行う。	23,316	○R4.6.12～R4.12.11 文化部活動スキルアップ事業の開催 延べ参加生徒 1,457名 ○全国高総文祭開催準備委員会経費 ・県内の中高生に「大会テーマ」「大会マスコットキャラクター」等を公募し、開催準備委員会において決定 ・PR活動として生徒準備委員会が中心となり「開催1000日前イベント」を商業施設において実施 ○全国高総文祭等関連経費 東京大会及び鹿児島ブレ大会への視察、並びに引継会(東京)及び先催県実行委員会等への参加	6,112	生涯学習・文化財課
小・中学校芸術文化活動推進事業 児童・生徒の自主的な芸術文化活動を促進し、豊かな情操の育成を図る。	106	R4.8.7～R5.1.15 第18回香川県小・中学校総合文化祭の開催	106	生涯学習・文化財課
県立少年自然の家等主催事業 自然の中で、キャンプや自然観察を通して、青少年の心の豊かさやたくましさなどを育てるとともに、家族で体験活動を行うことによって家族の絆を深める。	532	・五色台少年自然センター 家族でCAMP、星を見る会、親子自然体験教室等 8事業 351名 ・屋島少年自然の家 親子でカヌー、屋島で秋を探そう等 7事業 150名	277	生涯学習・文化財課 (五色台少年自然センター・屋島少年自然の家)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
かがわ未来のアーティスト育成事業 小・中・高等学校の児童・生徒に早期から文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、指導者に対する資質向上の機会を設けることにより、将来、アート県の担い手となる人材の育成に資することを目的とする。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・アートの魅力体験事業 図画工作・美術分野、音楽分野において、中学校や特別支援学校の児童・生徒対象に制作活動や音楽活動を実施 ・アートの匠育成事業 高校生のための瀬戸内アートサマープログラムの開催や、文化部活動のスキルアップのための講習会等の実施（高等学校文化連盟に委託） ・家族でアート推進事業 アートを通じて幼児の感性や想像力を育むとともに、家族（親子）で創作活動を行う機会を提供するため県内4か所の幼稚園、認定こども園に、アートのせんせいとして芸術家を派遣 	2,824	生涯学習・文化財課
かがわ芸術体験推進事業 子どもたちの豊かな感性をはぐくみ、生涯にわたって文化芸術に親しむ心の育成を目指し、文化芸術に接する機会や専門的な指導を受ける機会の充実を図り、子どもたちの発達段階に応じた体験活動を県内広域の子どもたちに広く提供する。	2,000		—	生涯学習・文化財課
書評合戦（ビブリオバトル）推進事業 高等学校教育研究会図書館部会との共催で高校生を対象とした「書評合戦（ビブリオバトル）」を開催する。	—	R4.9.17 教育センター 大研修室 発表者 5校（6名） 観戦者 約40名	—	生涯学習・文化財課

③ 社会形成参画・社会参加支援

社会の能動的形成者として子ども・若者を育成するために、意見表明など社会形成への参画機会の提供のほか、ボランティア活動の紹介や顕彰を通して社会参加活動の促進を図ります。また、子ども・若者が社会に役立つ喜びを体感できるように支援します。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
香川らしい国際協力促進事業 (青年海外協力活動促進) 青年海外協力隊活動に関する知識を普及し、帰国後の隊員の活動を支援する。	50	・県庁ギャラリーでの写真展(春・秋)により JICA 海外協力隊の活動を広報 ・出発隊員による知事表敬を実施	50	国際課
イタリア共和国パルマ市との交流促進事業 (青少年交流事業) パルマ市長を団長とする訪問団の受け入れを実施し、今後の関係強化を図るとともに、青少年交流の推進に取り組む。	2,546	パルマ市長を団長とする訪問団の受け入れを実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。	0	国際課
台湾桃園市等との交流促進事業 交流協定を締結した台湾桃園市をはじめ、本県と関係の深い都市などとの交流を促進するための事業を実施する。	3,554	・平成28年7月に締結した交流協定に基づき、文化芸術、観光、音楽、教育、スポーツなどの分野で交流を実施してきた。令和4年度には「日台都市交流経験座談会」が桃園市で開催され、コロナ禍における都市交流の現状及び今後の交流について各交流都市と意見交換を行った。 ・ランタンフェスティバル開会式への出席のため、知事、職員2名が桃園市を訪問し、新桃園市長と今後の交流事業について意見を交わした。	768	国際課
中国陝西省との交流促進事業(青少年交流事業) 友好県省提携を締結する陝西省と、青少年の交流事業を実施する。	2,952	陝西省から高校生サッカーチームを受入れて県内高校生と交流する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。	0	国際課
令和5年度ブラジル青少年派遣事業 南米日系社会の歴史と現状、南米での日本文化の発信についての研修や、現地県人会の若い会員との交流を通じ、今後継続的な交流を続けられる関係を構築するため、県内大学生をブラジルに派遣する。	4,991	R4.11.27～R4.12.5 県内大学生をブラジルに派遣し、各種交流事業等を実施した。	4,980	国際課
地球市民のための講座&交流シリーズ 楽しみながら世界の国々やその文化について理解を深める講座やイベントを実施する。	—	・R4.8.5、R4.10.20、R4.10.27 高校生以上を対象に、世界の様々な国や文化について理解を深めるレクチャーを提供した(63名)。 ・R4.7.29 アイパルこどもにほんご教室の参加者を対象に、子どもたちが母国の紹介やゲームをするなど、楽しみながら交流した(17名)。	—	国際課 [(公財)香川県国際交流協会]

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
アイパル・JICA 高校生カレッジ 県内の高校生を対象とする国際理解プログラム。高校生が外国人住民や JICA ボランティア OB 等と交流する機会を提供する。	—	R4. 8. 20 「中東の国ヨルダン&シリアについて知ろう～シリア出身のゲストや青年海外協力隊 OB・OG のみなさんと交流しよう～」という題目で、県内の高校生を対象に、シリア出身の ALT や青年海外協力隊 OB との交流を通して、アラブの国々について理解を深める場を提供した (15名)。	—	国際課 [(公財)香川県国際交流協会]
若者向け消費生活講座 消費生活に関する経験や知識の乏しい若年層への消費生活に関する知識の普及啓発を図るため、消費生活相談員や職員を高等学校等へ派遣し、生徒を対象に講座を開催する。	—	高等学校等 8回 904名	—	暮らし 安全安心課 (消費生活センター)
少年の主張大会(青少年の自立と社会参加活動推進事業) 少年が日ごろ考えている意見を発表し、広く県民に訴えることにより、少年の意識等に対する理解を深める。	500	・地区大会 5地区 ・R4. 7. 7 県大会 レクザムホール 発表者 地区代表者 13名 参加者 中学生・育成関係者等 約200名	465	子ども政策課 [青少年育成香川県民会議(以下「県民会議」という)]
青少年善行者表彰(青少年の自立と社会参加活動推進事業) 日常地域で地道に、しかも優れた活動を展開している青少年団体・グループ及び善行青少年を顕彰し、その活動を奨励するとともに、類似の活動を促進する。	14	3個人、7団体	12	子ども政策課(県民会議)
青少年国際交流事業		再掲1-②		子ども政策課
学生による企画提案活動支援事業		再掲1-②		子ども政策課(青少年基金)
児童・生徒の自治的活動支援事業 いじめゼロ子どもサミットの開催等を通して、児童・生徒の自主的・自立的な取り組みへの意欲を高めるため優れた実践を支援し、県内小・中学校への普及を図る。	463	・いじめゼロ強調月間(11月)の取組み(各小・中学校) ・3年に一度のいじめゼロ子どもサミット(8月)を開催した。70名の実行委員が企画・運営し、643名の小・中学生が参加	1,486	義務教育課
少年団体地域活動推進事業 香川県子ども会育成連絡協議会に委託して、少年団体活動の活性化と子どもの自主性・社会性の育成を図る。	310	・R4. 11. 27 指導者・育成者研究大会 80名 ・R4. 6. 11、R4. 8. 20、R4. 8. 21 ジュニア・リーダー研修会 9名	310	生涯学習・文化財課
青年教育指導者セミナー 青年活動において、その目的を仲間とともに確認したり、反省したりすることで、思いを共有するため、県内の仲間たちの交流の場を提供する。	59	R4. 6. 4 令和4年度青年教育指導者セミナー 香川県青年センター 県内青年団体の指導者等 28名	59	生涯学習・文化財課

④ 職業的自立・就労などの支援

若者の職業的自立や就労などを支援するために、学校においては、地域や企業などとの連携を図り、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的に進路を選択できるよう、細やかな指導や相談に努めます。また、若者の就労に向けた支援を行い、安定した雇用の確保を図ります。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
かがわ専各職業教育促進事業 若年者の職業意識の涵養や生徒の職業選択の拡大に寄与するための事業を行う。	4,200	・学校訪問型体験 中・高等学校に専修学校・各種学校が訪問し、職業体験を実施 参加高校生等 369名 ・職業研究能動型体験 ※新型コロナウイルス感染症対策のため一部中止 ・職業紹介ガイドブック・動画 ガイドブック 3,500部を作成し高等学校等に配布 ・HP サイト改修、動画編集	3,574	総務学事課
キャリア教育充実事業 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、主体的に進路を選択できるように、キャリア教育の充実を図る。	7,785	・キャリア教育充実事業 ジョブ・サポート・ティーチャーの配置 8名 20校 R5.3 卒業者 8,002名 就職希望者 1,251名 就職決定者 1,246名 香川県の就職内定率 99.6% 全国の就職内定率 98.0% ・インターンシップ推進 インターンシップ実施校 29校中 22校 (実施率 75.9%) 実施人数 1,768名 ・進路指導のための講演会等の開催 9校	5,523	高校教育課
進路開拓推進事業 特別支援学校高等部における生徒の社会参加・自立を促進するため、企業等への理解啓発を図るとともに、進路の開拓を推進する。	—	・企業等への理解啓発、進路の開拓 ・県教育委員会での就業体験を実施	—	特別支援教育課

基本指針2 困難な状況にある子ども・若者への支援

① 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの命が奪われることだけでなく、心身の成長や行動面に大きな影響を与えます。関係機関や団体などの連携により、未然防止に努めるとともに、虐待を早期発見し、虐待を受けた子どもとその保護者を対象として、家族の再統合や自立に向けた長期的な支援を続けることに努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
<p>児童虐待緊急対策事業</p> <p>虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止・自立支援のため、子ども女性相談センター、西部子ども相談センターの相談・支援体制の充実を図り、関係機関との連携強化に努め、児童虐待防止対策の推進を図る。</p>	156,418	<p>児童虐待相談対応件数 1,152件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対応協力員配置事業 各児童相談所に児童虐待対応協力員を各2名配置 ・24時間・365日体制整備事業 一時保護所に電話相談対応員を2名配置 ・児童虐待防止相談機能強化事業 虐待相談・対応、心理的ケア体制強化に向けての研修会、事例検討会等を実施 ・こころのしごと事業 児童の心の問題に早期に対応するために、児童相談所と学校・医療機関の職員等を対象とした研修会を実施 ・里親支援推進事業 里親推進員の配置、里親研修等の実施 ・子ども虐待レスキュー香川推進運動事業 産婦人科医会と連携して、児童虐待未然防止の啓発のための研修会等を実施 児童相談所が関わっていた家庭が県外転出した際の引継ぎを丁寧に行うため、関係機関連絡協力員を各児童相談所に1名配置 ・専門性強化事業 児童相談所、市町児童相談職員、施設職員向け研修の実施、特別養子縁組制度の普及啓発 各児童相談所に警察官OBを各1名、非常勤弁護士を合計4名、教員OBを合計2名配置 ・児童虐待防止医療連携強化事業 県内医療機関の虐待対応におけるネットワークの構築や医療従事者等を対象とした研修会等の実施（委託事業） ・未成年後見人支援事業 親権者や未成年後見人のいない子どもの福祉のため、未成年後見人に対する報酬等を補助することにより未成年後見人の確保を図った ・ヤングケアラー実態調査事業 県内におけるヤングケアラーの実態を把握するため、子どもや保護者の相談・支援に携わる機関等に対して調査を実施した 	139,499	子ども家庭課

② 暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応

学校においては、児童・生徒との日常的なかかわりの中で、教員が児童・生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や社会性をはぐくむ指導を行うとともに、問題行動等に対しては、未然防止、早期発見、早期対応という観点に立った取組みを行う必要があります。また、家庭や地域社会、その他関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めていくとともに、教職員が一体となって対応します。

さらに、高等学校中途退学や不登校の解決を目指し、児童・生徒が将来への夢や希望を持って充実した学校生活を送れるよう、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行います。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
私学特色教育チャレンジ支援事業「教育相談体制の整備」 スクールカウンセラーの活用等の教育相談体制の整備に取り組む私立学校を支援する。	14,400	・高等学校 11校 ・中学校 1校	8,302	総務学事課
いじめ・不登校等対策事業 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラーや学生ボランティアを派遣するとともに、教育相談体制の充実を図る。	128,663	・スクールカウンセラーの派遣（全小・中学校） ・教育センターにおけるいじめ 24 時間電話相談 ・学生ボランティアの派遣（香川大学、高松大学、四国学院大学との連携） ・香川県いじめ防止対策総合推進事業	121,664	義務教育課 教育センター
生徒指導総合支援事業 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう生徒指導体制を支援する。 一人ひとりの児童・生徒にとって学校が一緒に過ごしたい仲間がいて生き生きと活動できる問題行動を生まない場所になるよう、予防的・積極的な生徒指導を展開する。	39,018	・13歳の自律教室 ・スクールサポートチーム（SST）派遣事業 ・非行防止教室	37,360	義務教育課
スクールソーシャルワーカー配置促進事業 児童・生徒の問題行動等に対応するため、市町教育委員会（高松市を除く）がスクールソーシャルワーカーを配置するための経費を補助する。	35,579	14市町 34名	33,555	義務教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業 教育と社会福祉の両面で専門的知識や経験を有する専門家を、県スクールソーシャルワーカーとして派遣する。	3,673	・県スクールソーシャルワーカー1名（大学教授）の派遣 ・学校支援アドバイザー2名（元児童相談所職員等）の派遣	3,185	義務教育課 教育センター
児童・生徒の自治的活動支援事業		再掲1ー③		義務教育課
高等学校中途退学等対策事業 高等学校中途退学や不登校問題の解決を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣や、家庭訪問指導の旅費を補助して学校における教育相談体制を充実させる。	43,999	・スクールカウンセラー等の配置 全公立高等学校 30校 （全日制・定時制・通信制） 県立中学校 1校 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 全公立高等学校 29校 （全日制・定時制・通信制） 県立中学校 1校 ・家庭訪問指導旅費補助 全公立高等学校 29校 （全日制・定時制）	40,766	高校教育課

③ インターネットに起因する問題への対応

携帯電話、スマートフォン、タブレット等の急速な普及、新たな情報通信サービスの出現など、子ども・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けています。特に、インターネットの急速な普及は、子ども・若者の知識やコミュニケーション空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やネット依存の傾向、ネットトラブル、コミュニティサイトに起因する犯罪に巻き込まれるなどの負の影響をもたらす諸刃の剣ともなっています。

インターネットの利用に関するルールづくりや情報モラルについて児童・生徒に教育を行うとともに、保護者に対しても情報提供を行い、情報通信技術が適切に利用されるよう努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
国立病院機構久里浜医療センターへの教員等の派遣 ネット・ゲーム依存予防等に関する研修に教員等を派遣する。	186	受講人数 8名 (オンライン開催)	48	教委総務課
「24時間いじめ電話相談」、「子どものネットトラブル相談」の実施 インターネットにおけるトラブルに関する電話相談を実施する。	—	・「24時間いじめ電話相談」相談件数 666件 ・主訴を「ネットトラブル」とする相談件数 18件	—	義務教育課 教委総務課 (教育センター)
新任生徒指導主事研修会 外部講師(県内の精神科医)を招いて、公立小・中学校の新任生徒指導主事を対象とした職務研修及び聴講希望者を対象とした公開講演を開催する。	—	62名参加 (新任生徒指導主事 59名、聴講希望者 3名) 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン(同時双方向型)で実施	—	教委総務課 (教育センター)
ネット・ゲーム依存予防対策学習シート配布	998	・小学校下学年用 28,600部 ・小学校上学年用 29,200部 ・中学校用 28,200部 ・高校用 29,400部	649	教委総務課 義務教育課 高校教育課
さめきっ子安全安心ネット指導員の養成・派遣 保護者に対して啓発活動を行うために指導員を養成し、保護者等の学習会に派遣	452	○指導員委嘱者数 62名(内、新規7名) ○研修会 ・R4.6.19、R4.7.3 新規指導員の養成 ・R5.1.7 新規指導員スキルアップ学習会 ・R5.2.25 指導員研修会 ○指導員による保護者を対象とした学習会 23学習会 約2,200名	151	生涯学習・文化財課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
子どものネット依存対策・ネット利用適正化推進事業 小学生とその保護者を対象に、ワークショップを開催し、フィルタリング設定等のペアレンタルコントロールに関する知識と技術を身に付け、ネットリテラシーの向上を図る。	2,226	子どものネット依存対策・ネット利用適正化推進事業 小学生とその保護者を対象に親子参加型のワークショップを開催し、フィルタリング設定等の知識と技術を身に付け、ネットリテラシーの向上や、ネット利用適正化のための親子関係づくりを促進する。また、その内容をもとに動画教材を作成し、「さぬきっ子安全安心ネット指導員」による学習会での活用を図る。	2,146	生涯学習・文化財課
スクールサポーターによる非行防止教室における情報モラル教育 スマートフォン等の普及を踏まえた児童・生徒の犯罪被害等を防止するための取組みを実施する。	—	・小学4年生 149校 297学級 8,030名 ・小学6年生 150校 301学級 8,318名 ・中学2年生 68校 335学級 10,221名	—	人身安全・少年課
スマートフォン販売店へのフィルタリングの要請 インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害の発生状況を踏まえ、販売店へスマートフォンのフィルタリング利用促進に向けた要請をする。	—	・販売店への訪問 延べ199回 ・家電量販店への訪問 20店舗	—	人身安全・少年課 子ども政策課
依存症対策全国センター（国立病院機構久里浜医療センター）が実施する研修会への医療従事者等の派遣 医療提供体制の充実を図るため、医療従事者等を派遣する。	280	受講人数 4名（オンライン開催）	—	障害福祉課
ネット・ゲーム依存家族教室 ネット・ゲーム依存の子どもを持つ家族を対象とした学習会を開催する。	300	9名参加（6回開催）	29	障害福祉課
オフラインキャンプ 日常生活でネット・ゲームの利用を見直したい方を対象に、一定期間ネット環境から離れた生活を送るオフラインキャンプ（野外活動、心理プログラム、家族プログラム等）を実施する。	2,370	20名参加（小学5年生～中学3年生）	2,025	障害福祉課

④ 非行への対応

少年非行への対応は、ただ少年を罰し、保護者に指導の強化を促すだけでは解決に至らず、適切な対応のためには、少年の特性や家族関係などを踏まえてその背景を理解する必要があります。少年と家庭や学校、地域との絆を強くして、少年の居場所を作り出すことが求められます。そのため、関係機関と連携した連絡、相談など、少年とその保護者の立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
薬物乱用対策事業		再掲1-①		薬務課
薬物乱用防止教育推進事業	—	薬物乱用防止教育推進に向けた資料を作成し、県内の小・中・高等学校、特別支援学校に配付	—	保健体育課
薬物乱用防止教室の実施		再掲1-①		人身安全・少年課
香川県警察親子カウンセリング 問題を抱える少年及び保護者を対象に、親子カウンセリングアドバイザーの援助を得て、個々のケースに応じた助言、指導を行い、立ち直り支援する。	1,117	・親子カウンセリング実施件数 22件 ・受検者数 48名	502	人身安全・少年課
立ち直り支援活動 非行少年を生まない社会づくりを推進するため、居場所づくり活動や農業等の体験活動により立ち直り支援を図る。	642	少年警察ボランティアと連携した農業等の体験活動による少年の立ち直り支援の実施 ・体験活動の実施 65回 ・参加少年 延べ 69名 ・協力少年警察ボランティア 延べ 67名	509	人身安全・少年課
県下一斉の街頭補導強化日 毎月25日を県下一斉街頭補導強化日に指定し、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を実施する。	—	・補導場所 延べ 1,312箇所 ・従事者 延べ 1,620名 (警察、警察ボランティア、その他) ・補導(声掛け)結果 延べ 265名	—	人身安全・少年課
少年サポートセンターによる不良行為少年対策の推進 不良行為少年を対象とした総合的な非行防止対策や早期処置を実施する。	—	学校等と協働した街頭補導活動、不良行為少年や被害少年に対する支援活動、規範意識の醸成、広報啓発活動	—	人身安全・少年課

⑤ ひきこもりへの支援

ひきこもりは当事者や家族の自助努力だけで解決することは難しく、当事者の意思を尊重しつつ、関係機関や団体などが連携し、柔軟で緩やかな支援ネットワークを構築して支援にあたることが求められています。そのために、ひきこもり地域支援センターを中心として、支援ネットワークづくりに努めるとともに、訪問支援や居場所の提供など状況に応じた細やかな支援を推進します。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
<p>ひきこもり対策事業</p> <p>ひきこもり地域支援センターや保健所等で本人、家族等の相談、家庭訪問を実施する他、家族教室、居場所の提供、講演会等の開催、ひきこもり本人・家族を支援するひきこもりサポーターへの研修を実施する。</p> <p>また、身近な市町での体制の充実を図るため、新たにひきこもり地域支援センターに市町等支援員を配置する。</p>	13,081	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問 延べ 209 件 ・相談（電話、来所、メール） 延べ 1,084 件 ・講演会 8 回 ・家族教室 16 回 ・保護者対象のペアレントプログラムの実施 12 回 ・当事者の居場所 69 回 ・交流・社会参加・体験のできる居場所設置 3 カ所 ・ひきこもりサポーター研修 5 回 	11,259	障害福祉課

⑥ 若年無業者などへの支援

若者の自立のためには、意識啓発や職業訓練などを積極的に行うことにより、若者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要です。そのため、地域若者サポートステーションとの連携により個別の相談・支援を推進し、また、就労支援施策の周知を図ります。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
<p>若者の自立のための就労応援事業</p> <p>地域若者サポートステーションと連携し、働くことに不安を持つ若者等を対象とした各種セミナー及びジョブトレーニング（職場実習）、訪問支援等を実施する。</p>	13,176	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー参加者 延べ 1,891 名 ・ジョブトレーニング参加者 延べ 73 名 ・訪問支援 延べ 24 名 	10,847	労働政策課

⑦ 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中・高校生等を対象に進路選択等の支援を行うとともに、中学生を対象に学習支援等を実施する。	11,965	(県は郡部の9町を所管) 中学生・高校生への支援 延べ9名	2,245	健康福祉 総務課
生活困窮者自立相談支援事業 就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。	37,500	(県は郡部の9町を所管) ・新規相談受付件数 118件 ・自立支援計画作成件数 19件	37,176	健康福祉 総務課
生活困窮者就労準備支援事業 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的にかつ一貫して支援する。	2,125	(県は郡部の9町を所管) 就労準備支援者数 6名 (生活保護受給者含む)	1,275	健康福祉 総務課
生活困窮者家計改善支援事業 生活困窮者に対し、自らの収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善に向けた意欲を高められるよう支援する。	3,386	(県は郡部の9町を所管) 家計相談件数 13名 (生活保護受給者含む)	4,982	健康福祉 総務課
子どもの未来応援ネットワーク事業 貧困の状況にある子どもへの支援活動と支援に関心のある個人や企業、団体等を結びつけるマッチングの推進及び地域ネットワークの強化を図る。	5,424	子どもの未来応援ネットワーク登録状況 ・支援の場 94箇所 ・サポーター 89名・団体	5,424	子ども政策課

⑧ 多様な子ども・若者への支援

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、すべての子ども・若者が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できる社会の実現に向けて、多様な背景を持つ子ども・若者に対して適切な支援を行います。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
<p>性的少数者（LGBT）人権啓発事業</p> <p>性的少数者（LGBT）に対する偏見や無理解のために、困難な状況に置かれている者、特に子どもや若者への偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動や研修を行い、多様な性に対する理解の促進を図る。</p> <p>また、性的少数者（LGBT）専門の電話相談や当事者団体によるメールや SNS を用いた相談事業への支援により当事者等のさまざまな悩みに寄り添った相談を実施する。</p>	1,988	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談 39 件 ・ 性的少数者（LGBT）メール等相談 86 件 ・ 研修（県職員） 1 回 参加者 540 名（その他事業） ・ 啓発リーフレット イベントや研修等で配布 約 6,000 部 ・ 相談窓口広報カード 当事者団体を経由し学校等に配布 約 10,000 部 	1,762	人権・同和政策課
<p>多様性社会に適応する豊かな心の育成事業</p> <p>児童・生徒や教職員が人権を尊重し、多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、教職員研修や児童・生徒の人権感覚を育てる事業を総合的に実施する。</p>	652	<p>R4. 11. 8</p> <p>LGBT 等に関する教職員研修会 参加者 73 名</p>	791	人権・同和教育課

⑨ 育成支援ネットワークによる支援の推進

複合的・複雑な困難を有する子ども・若者の状況に対応するには、単一機関だけでは対応は困難であることから、関係機関・団体による育成支援のネットワークを形成し、相談機関や医療機関などの専門機関と連携し、状況を適切に見極め、支援計画を立てた上で、それぞれの機関や団体などが果たす役割を明確にして支援を行うことが必要です。また、支援者や団体などの支援に関する知識・技能などを向上させるための研修機会や情報の提供に努め、個々の資質向上を図ります。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議 若者等の職業的自立の支援について関係機関の連携を図る。	—	R4. 8. 19、R4. 8. 24 の2回開催	—	労働政策課
香川県ひきこもり対策連絡協議会 ひきこもり状態にある当事者及び家族の支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり対策の円滑な推進を図る。	—	R4. 6. 8、R4. 11. 30 の2回開催（オンライン開催）	—	障害福祉課 (香川県ひきこもり地域支援センター)
地域ネットワーク強化推進事業 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援を強化するため、地域協議会の設置等を行う。	1, 107	・R4. 7. 15 香川県子ども・若者支援地域協議会実務者研修会 ・R4. 10. 31 子ども・若者育成支援者研修会 ・R5. 1. 21 子ども・若者育成支援シンポジウム	1, 230	子ども政策課
特別支援教育総合推進事業 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。	2, 219	R4. 9～R4. 11 特別支援教育コーディネーター協議会(6地域) 参加者 331名	1, 315	特別支援教育課
少年教育指導者セミナー 少年の健全育成や少年団体活動の振興のため、学校外活動における指導に必要な知識・技術を研修し、指導者養成を図る。	33	R4. 12. 3 少年教育指導者セミナー 参加者 18名	21	生涯学習・文化財課
児童・生徒健全育成等連絡協議会 知事部局、県教育委員会、県警察及び香川大学の関係所属が連携して、非行防止、犯罪被害防止、児童・生徒の保護、交通安全等、少年の健全育成に関する施策に取り組むために、情報を交換し、相互理解を図る。	424	・R4. 6. 1 定例会 各所属の連携事業に関する具体的な施策の情報交換及び「かがわマナーアップリダーズ」の活動支援事業について協議 ・毎月1回担当者によるワーキンググループの開催	482	人身安全・少年課ほか
少年相談の推進		再掲1-①		人身安全・少年課
香川県警察親子カウンセリング		再掲2-④		人身安全・少年課

基本指針3 社会全体で支えるための環境整備

① 保護者等への積極的な支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対して不安や負担を抱えやすくなっています。人間の心身の発達や成長に関わる生活習慣の基礎を子どもが身に付けるよう、保護者が自主的に取り組むとともに、保護者等への相談・支援体制を充実させ、地域、学校、行政等が家庭を支え、社会全体で子育てを助け合う環境づくりに努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
家庭支援相談等事業		再掲1-①		子ども家庭課

② 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

小学校区ごとに設置した校区会議を母体として、県民運動推進員を中心に、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、社会が一体となって子ども・若者を育てる意識の啓発を図ります。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
青少年健全育成啓発活動 青少年健全育成に対する県民の理解と関心を深めるための啓発を行う。	—	成人式知事メッセージの掲示	—	子ども政策課
「みんなで子どもを育てる県民運動」事業 県民運動をより推進するため、普及啓発活動を行う。	69	・ 県民運動普及啓発事業 ホームページ「きらきらかがわ青少年ネット」での広報やリーフレットの作成	68	子ども政策課
青少年健全育成推進事業 地域社会が一体となって青少年の健全育成にかかわる施策を総合的に推進する。	280	R4.6.2 「みんなで子どもを育てる県民運動」推進大会 香川県社会福祉総合センター コミュニティホール ・ 青少年育成功労者（団体）の顕彰 表彰状 7個人 1団体 感謝状 3個人 1団体 ・ 講演 「夢と人」 講師 教育アドバイザー 下地 敏雄 氏 参加者 114名 ・ 機関誌「若い香川」106号の発行 R4 2,000部	280	子ども政策課 (県民会議) (青少年基金)

③ 子ども・若者育成支援に関する情報提供

活動に関する情報や団体などの活動状況、相談・支援機関などの情報の提供を行い、子ども・若者の活動支援や相談支援に努めます。また、関係機関や団体などと連携して、相談・支援機関などの社会資源の把握を行い、社会資源の所在一覧である支援機関ハンドブックを作成し、困難な状況にある子ども・若者やその家族に情報が的確に届くよう、情報提供に努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
「みんなで子どもを育てる県民運動」事業		再掲3-②		子ども政策課
「かがわの青少年」の作成 青少年の健全育成に関する県の施策の内容を公表する。	—	R4.10.20 県ホームページに掲載	—	子ども政策課 (県民会議)
県民運動推進活性化活動事業 青少年育成香川県民会議の活動を周知、広報するための機関誌を発行する。	50	R5.3 機関誌「若い香川」106号の発行 2,000部	37	子ども政策課 (県民会議)
青少年健全育成啓発事業 青少年を取り巻く環境や地域のニーズに応じた広報・啓発活動を行う。	—	子供・若者育成支援強調月間リーフレット作成・配布 (チラシ19,000部)	99	子ども政策課 (青少年基金)

④ 地域における育成支援ネットワークの充実

若者が自立し、社会の形成者として育つために、個々の課題ごとに関係機関や団体などがネットワークを形成して子ども・若者を支援することが必要です。地域の団体などがその特色を生かしてネットワークを形成し、地域活動を活性化することで、高齢者から子ども・若者までの地域住民の交流が促され、そこには子ども・若者の居場所が生まれます。そこで、育成支援ネットワークの機能の充実や人材育成を図ります。また、育成の基盤として、開かれた家庭づくりを推進します。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
青少年問題協議会の開催 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査審議する。	117	R5. 1. 12 「かがわ青少年育成支援ビジョン」による青少年行政施策について	81	子ども政策課
青少年活動推進本部会の開催 青少年に関する諸問題を調査研究し、総合的な青少年対策を樹立するとともに、実施に関し、関係機関の連絡及び調整を図る。	—	非行防止部会担当者会 7回開催	—	子ども政策課
開かれた家庭づくり推進事業 「家庭の日」の作品を募集し、作品展を開催するとともに、入賞者を表彰し、明るい家庭づくりについて広報啓発活動の推進を図る。	34	・ポスター募集 応募総数 547点 特選 5点、入選 15点、佳作 35点 ・作品展 県内5か所で開催	34	子ども政策課 (県民会議)
県民運動推進活性化活動事業		再掲3-③		子ども政策課 (県民会議)
子どもの読書推進活動支援事業 子どもの読書を推進する取組みの裾野を拡げる活動を支援することにより、子どもの夢や想像力、豊かな感性を育み、子どもの健全育成を図る。	1, 513	助成金交付団体 7団体	1, 136	子ども政策課 (青少年基金)
(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団基金事業 子育て家庭への情報提供など地域の実情に応じた子育てしやすい環境づくりを推進する。	6, 155	・子育て支援情報誌「かがわ Kid's club」の発行 年3回 各150,000部 ・乳児を持つ保護者に、地域の子育てボランティア等から子育て支援情報誌を手渡す ・乳幼児を持つ保護者が参加する講演会やイベント主催者に臨時的託児室設置の助成 延べ2団体	3, 781	子ども政策課 [(公財)香川県 児童・青少年 健全育成事業団]
防災教室講習会 学校における地域と連携した防災教育等についての研修を行い、危機管理体制の整備の一層の推進を図る。	411	新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン研修 県内小・中・高等学校、特別支援学校教職員 188名参加	15	保健体育課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
<p>地域学校協働活動推進事業</p> <p>地域と学校が、パートナーとして連携協働するための仕組みづくりを推進する。</p> <p>○学校支援活動の推進事業</p> <p>地域と学校が、パートナーとして連携協働するための仕組みづくりを推進する。</p> <p>○放課後子供教室推進事業</p> <p>放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、体験活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>○地域学校協働活動に関わる人材育成事業</p> <p>地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター) やそれらを支援する行政関係者等、地域学校協働活動推進に重要な役割を果たす人材育成を図る。</p>	40,085	<p>○地域学校協働本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7市9町(※高松市を除く) ・推進委員会 2回 <p>○放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5市7町 64か所(高松市を除く) ・県推進委員会 1回 ・放課後子ども総合プラン関係者を対象とした研修会 2回 参加者 76名、33名 <p>○人材育成研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に係る研修会 2回 参加者 89名、106名 	30,170	生涯学習・文化財課
家庭・地域教育力再生事業		再掲1-①		生涯学習・文化財課
おやじ力向上事業		再掲1-①		生涯学習・文化財課
家庭教育推進専門員の資質向上及びワークショップ事業		再掲1-①		生涯学習・文化財課
県立少年自然の家等主催事業		再掲1-②		生涯学習・文化財課 (五色台少年自然センター・屋島少年自然の家)

⑤ 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

近年の急激な社会環境の変化に伴い、地域のつながりが希薄化する中、街頭などの日常生活を営む場における犯罪の増加が懸念されます。また、本県の人口当たりの交通事故死者数は依然として全国平均を大きく上回り、子どもが安全に登下校できる環境整備が必要となっています。安全で安心な生活を確保するために、地域社会と関係機関が一体となって安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、地震や風水害などの自然災害の発生に備え、一人ひとりの命を守る地域づくりに努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
防犯ボランティア活動促進・支援事業 住民による自主防犯活動の持続化・活性化に向け、アドバイザー派遣や防犯ボランティアの育成、交流会の実施等、犯罪のない安全・安心なまちづくりを作るための取組みを推進する。	1,919	・香川県防犯活動自主企画提案事業 7団体に対して自主企画提案事業を委託	2,246	くらし 安全安心課
交通死亡事故抑止対策事業 県民の交通安全意識の高揚を図るため、様々な媒体を活用した広報啓発を実施するほか、自転車安全利用の啓発活動、市町や交通安全関係団体等と連携した広報啓発を実施する。	12,535	・「シートベルト着用の徹底」「横断歩道利用者の安全確保」「用水路等転落事故防止」に重点を置き「みんなで守るをあたりまえに」をタイトルとした広報啓発キャンペーン ・市町や交通安全関係団体等と連携した交通安全啓発活動等を実施	14,084	くらし 安全安心課
学校安全総合支援事業 「学校防災アドバイザー派遣事業」 防災の専門家を派遣し、学校防災計画や学校危機管理マニュアル等の助言や、実践的な避難訓練の内容に対して助言を行うことで、学校(園)の防災体制整備及び防災教育の充実を図る。	1,897	【派遣校・派遣回数】 29校(園) 41回 ・幼稚園 7園 ・こども園 1園 ・小学校 13校 ・中学校 6校 ・高等学校 1校 ・特別支援学校 1校	840	保健体育課
「地域の見守り活動充実に向けた研修会」 学校安全ボランティア等を対象に、防犯・交通の観点から講習会を行い、地域ぐるみの安全体制の充実を図る。	41	出席人数 107名	64	保健体育課
安全・安心パトロール支援事業 防犯ボランティア団体に対する防犯パトロール資機材の貸与により自主防犯活動の促進を図る。	450	防犯ボランティア団体5団体に物品支援 帽子、ベスト、横断旗、合図灯など	401	生活安全 企画課
子供を対象とした防犯教室の実施 子供が犯罪の被害に遭わないための防犯教室を実施する。	—	【実施回数・対象人数】 ・幼稚園等※ 36回 1,489名 ・小学校 25回 7,536名 ・特別支援学校 2回 93名 ・その他 5回 200名 ※等は保育所、認定こども園	—	生活安全 企画課

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
防犯カメラ設置促進補助事業 自治体及び自治会等を対象とした防犯カメラの設置に係る初期費用の一部補助などにより、防犯カメラの設置を促進し、地域の自主防犯力の強化を図る。	7,000	3市30自治会等へ補助 合計67基整備	7,985	生活安全企画課
交通安全総点検の実施	—	交通安全総点検において、県下20小中学校区の通学路の合同点検を実施	—	交通規制課
子どもの安全を確保するための活動の推進 交通安全教育推進隊や関係機関・団体と連携した交通安全教育活動を展開する。	23,790	交通安全教育推進隊や関係機関・団体と連携し、各種シミュレーターやシートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、自転車用ヘルメットの適正な使用に関する積極的な広報啓発活動に努めた。	24,620	交通企画課

⑥ 有害環境の浄化

青少年保護育成条例の適切な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに、関係機関が連携して非行の温床となるような場所の改善や事業者自主規制を求めるなどの取組みにより、有害な環境の浄化に努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
<p>香川県青少年保護育成条例の適切な運用</p> <p>有害な図書やDVD等の増加など、青少年を取り巻く社会環境の悪化に対処し、青少年の健全な育成を図るため、青少年保護育成条例の適切な運用を図る。</p>	3,486	<ul style="list-style-type: none"> 有害図書の指定 17冊 香川県青少年保護育成条例に基づく立入調査 有害図書等の販売状況について県内図書販売店を対象に立入調査を実施 夏の青少年非行・被害防止県民運動の実施 夏季に多い青少年の非行と福祉犯罪を防止し、健全に育成することを目的として、7月、8月の2か月を「夏の青少年非行・被害防止県民運動期間」と定め、関係機関・関係団体等と協力して総合的な非行防止と県民運動を展開 興行所等への深夜入場制限の依頼 カラオケボックスをはじめとする興行所等に対し、青少年を午後11時以降に入店させないよう周知を実施 深夜における入場制限の周知リーフレットの配布 県内の中・高・特別支援学校・高等専門学校等に広報用リーフレットを配布するとともに、保護者への啓発を実施 	3,291	子ども政策課
<p>少年育成センター活動推進事業</p> <p>少年の非行防止と健全育成を図るため、少年育成センターが行う非行防止活動事業（補導、相談、環境浄化活動等）に要する経費を補助する。</p>	486	<ul style="list-style-type: none"> 少年育成センター非行防止活動事業への助成 県内の15少年育成センター 	546	子ども政策課
<p>青少年再犯防止活動事業</p> <p>青少年の非行防止を図るため、更生保護法人香川県更生保護協会が行う非行防止活動に要する経費を補助する。</p>	400	社会を明るくする運動等の実施	400	子ども政策課
<p>少年警察ボランティア活動</p>		再掲1-①		人身安全・少年課

⑦ インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット利用に関して、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進するとともに、情報手段を賢く使うための判断力や心構えなどの情報モラルの育成に努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
フィルタリングや青少年有害情報フィルタリング有効化措置設定の徹底 知事部局、教育委員会、警察が連携し、安心・安全にインターネットを利用できるよう、家庭でのルールづくりなどの啓発に取り組むとともに、青少年保護育成条例により携帯電話のフィルタリングや青少年有害情報フィルタリング有効化措置設定を徹底するよう努める。	—	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等販売店と連携した携帯電話・スマートフォン購入時の広報・啓発 携帯電話等の購入時こそ、『家族の約束事』を作る絶好の機会と捉え、新たに作成したフィルタリング等の利用や家庭でのルール作りを啓発する広報用リーフレットを県内の携帯電話会社等の販売店と連携し、契約時に18歳未満の青少年とその保護者に配布 香川県青少年保護育成条例に基づく立入調査及び協力依頼 県内携帯電話等販売店を巡回し、条例の履行状況を確認するとともに、一層のフィルタリング及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置設定の推奨を要請 	—	子ども政策課 人身安全・少年課
情報モラルの育成 児童・生徒がインターネット上の違法、有害情報などに適切に対応できるように情報モラルの育成に努めるとともに、インターネット上の有害情報から児童・生徒を守るための対策の推進やゲームやインターネットへの依存状況に陥らないための対策に取り組む。	1,443	学校における情報モラルに関する指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> 携帯安全教室の実施 スマートフォン等の利用に関する調査の実施 広報紙等にスマートフォン等の利用に関するルールづくりについての記事掲載 ネット・ゲーム依存予防対策学習シートの作成・配付 県教育センターにおけるインターネット・トラブル相談 安心ネットルールづくり教室の開催 	1,892	教委総務課 義務教育課 高校教育課
有害情報対策のための保護者啓発 保護者対象の学習会等への講師派遣、指導者育成等の啓発活動を通して、青少年の有害情報対策に関する保護者啓発を推進する。	452	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の自主的な啓発活動のための指導者養成、「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の養成等 7名養成 (H21年度から累計142名) 指導員派遣 23学習会 約2,200名参加 	151	生涯学習・文化財課

基本指針4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

① グローバル社会で活躍する人材の育成

企業のグローバルな活動が進展する中、国際競争は激しさを増し、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。このような中、チャレンジ精神、豊かな語学力、我が国の歴史や文化、伝統をよく知り、異なる習慣や文化を理解した上で相手とコミュニケーションを図ることのできる能力等を身に付けた人材が求められています。国際交流活動の機会の提供や国際理解教育の展開により、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
私学特色教育チャレンジ支援事業 「次世代を担う人材育成の促進」 英語教育の強化、国際交流の推進等次世代を担う人材育成の促進に取り組む私立学校を支援する。	8,400	・高等学校 6校 ・中学校 3校	6,863	総務学事課
高校生の海外交流推進事業 語学力、コミュニケーション能力、国際的な視野などを身に付けたグローバル人材を育成するため、高校生の海外交流を推進する。	3,725	・留学フェアを実施 高校生13名、中学生1名、保護者11名、 教員2名、合計27名	303	高校教育課
海外交流支援事業 国際関係のコースや特色ある教育活動を行う専門学科などにおいて実施する海外交流に対して支援する。	8,871	・グローバルシンポジウムを実施 「予測困難な時代を生き抜くために何が 必要か」をテーマに香川県在住の外国人、 留学生、高校生がディスカッションした	450	高校教育課

② 地域づくりで活躍する若者の応援

我が国の人口は減少局面を迎え、本県においても、少子化に加え、大都市圏への人口流出によって人口減少が本格化しています。そこで、人口減少を抑えるとともに地域を支える人材を確保するため、県内大学等の特長を生かした魅力づくりや地域との連携推進を支援するとともに、地域力の維持・強化のため地域協力活動に取り組む地域おこし協力隊員が定住・定着しやすい環境づくりに努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
大学等魅力づくり支援事業 県内大学等や経済団体、自治体で組織する枠組み「大学・地域共創プラットフォーム香川」において、人材の育成や定着、人材が活躍する場の形成に向けて行う産学官連携の取組み等を支援する。	34,877	・大学・地域共創プラットフォーム香川での事業 県内大学等の情報を集約した「キャンパスガイド」の作成・配布や合同進学説明会の開催、業種別オンライン県内企業見学ツアー、対話を通じてアイデアを出し合うアイデアソンなどを実施	3,750	地域活力推進課
地域コミュニティ活性化支援事業 個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、関係団体を対象とした研修の開催や地域づくり団体の活動への助成、地域づくり活動等の情報発信を行う。	17,466	・魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金6団体 ・地域コミュニティ研修会、地域おこし協力隊員等交流勉強会などを実施	10,881	地域活力推進課

③ 未来の芸術家、競技者の育成

本県では美しい自然と豊かな歴史の中で、伝統ある文化芸術が生まれ、近年は瀬戸内国際芸術祭の開催に代表されるように現代アートの面でも世界的に注目を集めています。子ども・若者が文化芸術に触れる機会の充実を図り、未来の文化芸術の担い手を育成します。

また、2021年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、スポーツに対する関心が一層高まっています。スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与え、未来を担う子どもたちに夢や希望を抱かせてくれるものです。そこで、国際舞台において活躍できるトップアスリートを目指し、ジュニア期からの一貫した指導体制や競技力を高めることができる環境の整備に努めます。

[施策の展開]

(単位：千円)

事業の概要	R5予算額	令和4年度の実績	R4決算額	担当課
香川県県民ホール文化事業 ジュニア・オーケストラ育成事業		再掲1-②		文化振興課
香川県県民ホール文化事業 かがわ音楽アカデミー事業		再掲1-②		文化振興課
文化芸術による子供育成総合事業 -巡回公演事業- (文化庁事業)		再掲1-②		文化振興課
文化芸術による子供育成総合事業 -芸術家の派遣事業- (文化庁事業)		再掲1-②		文化振興課
各種ワークショップ(地域連携G企画、ボランティア企画、キッズ)		再掲1-②		文化振興課 (県立ミュージアム)
漆芸親子体験教室		再掲1-②		文化振興課 (漆芸研究所)
選手強化事業 国際大会等で活躍が見込まれる障害者又は障害者団体に対し、強化練習会や県外遠征、国際大会参加等に係る補助金を交付するほか、指導者等の派遣を実施する。	1,309	強化指定選手・団体 14個人・13団体	1,309	障害福祉課
スーパーアスリート育成事業 将来、国際舞台で活躍できるアスリートを育成するため、将来性豊かな中学生・高校生選手を指定して競技力の向上を図る。	7,650	指定選手 中学生 4名・高校生 37名	6,189	保健体育課

第2部 資料編

I 青少年の現状

1 青少年の人口

① 青少年人口の現状と推移

本県の人口は、令和4年10月1日現在で933,757人であり、このうち青少年人口（0～29歳）は225,029人で、総人口の24.1%を占めている。

一方、全国の青少年人口は3,269万人で、総人口に占める割合は26.2%となっており、本県は全国比率を下回っている。

《青少年人口の推移》

（各年10月1日現在）

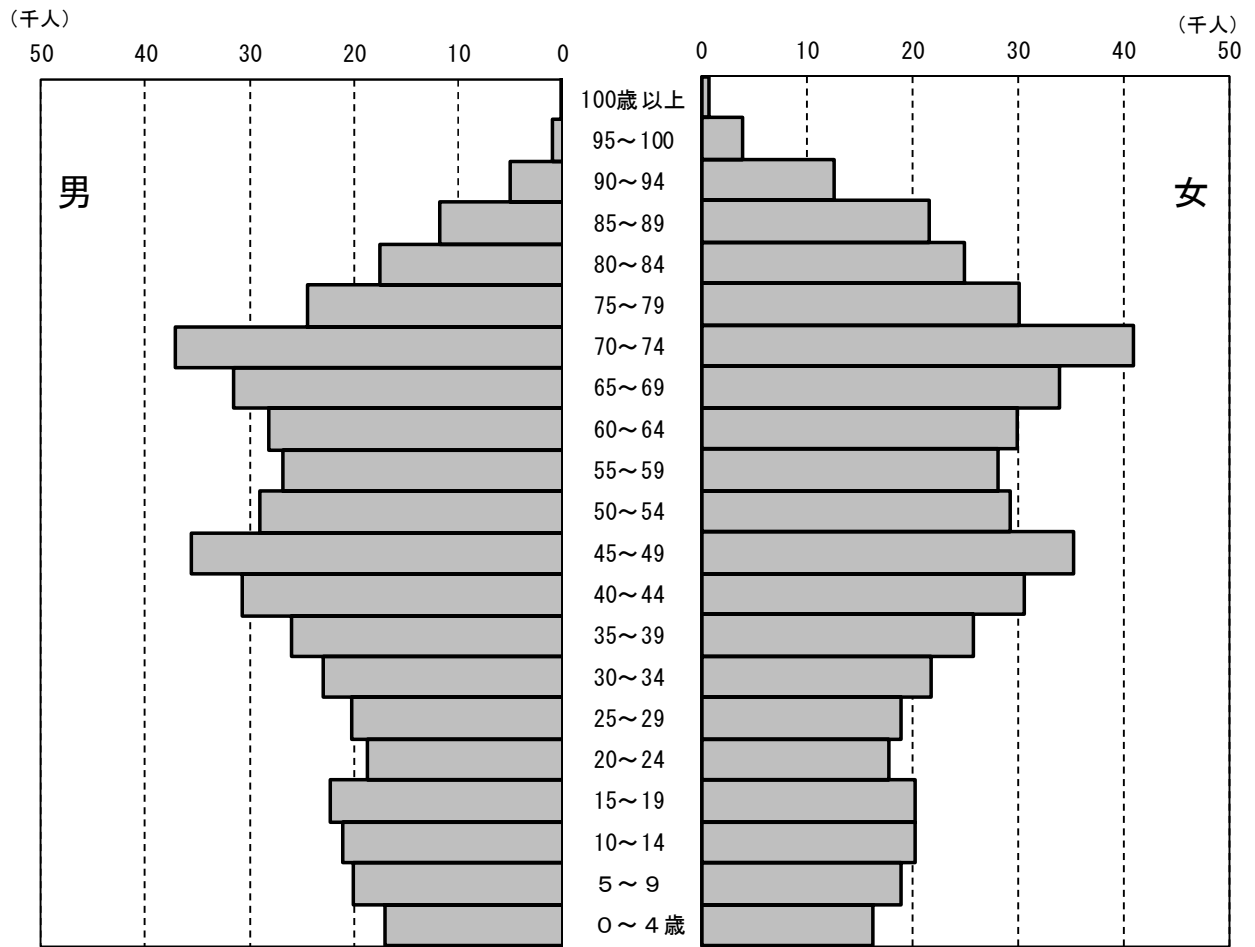
区分 年次	香 川 県				全 国			
	総人口 (千人)	青少年人口 (0～29歳) (千人)	構成比 (%)	指 数	総人口 (千人)	青少年人口 (0～29歳) (千人)	構成比 (%)	指 数
昭和50	961	432	44.9	100.0	111,940	55,059	49.2	100.0
55	1,000	410	41.0	94.9	117,060	52,694	45.0	95.7
60	1,023	395	38.6	91.4	121,049	51,056	42.2	92.7
平成 2	1,023	374	36.5	86.6	123,611	49,502	40.0	89.9
7	1,027	358	34.9	82.9	125,570	47,306	37.7	85.9
12	1,023	336	32.8	77.8	126,926	44,255	34.9	80.4
17	1,012	297	29.4	68.8	127,768	39,873	31.2	72.4
22	996	265	26.6	61.3	128,057	36,848	28.8	66.9
27	976	247	25.3	57.2	127,095	34,623	27.2	62.9
令和 2	950	232	24.4	53.7	126,146	33,442	26.5	60.7
4	934	225	24.1	52.1	124,947	32,690	26.2	59.4

（注）・青少年人口の指数は、昭和50年を100としたものである。

- ・総人口及び青少年人口について、香川県の数値は「香川県人口移動調査報告（香川県政策部統計調査課）」による。また全国の数値は、昭和50年から令和2年は「国勢調査（総務省統計局）」、令和4年は「総務省 人口推計」による。

《男女別、年齢（5歳階級）別人口構成》

（令和2年10月1日現在）



資料：令和2年国勢調査報告

② 地域別青少年人口

令和4年10月1日現在の総人口に対する青少年人口の割合を市町別にみると、青少年人口の占める割合が最も高いのが宇多津町の29.2%、最も低いのが土庄町の16.4%となっている。

《市町別青少年人口》

(令和4年10月1日現在)

市町	総数(人)	青少年人口(0~29歳)	
		実数(人)	割合(%)
県計	933,757	225,029	24.1
市部計	791,393	192,635	24.3
郡部計	142,364	32,394	22.8
高松市	414,105	103,489	25.0
丸亀市	108,541	28,657	26.4
坂出市	49,439	11,201	22.7
善通寺市	30,780	8,477	27.5
観音寺市	56,015	12,840	22.9
さぬき市	45,552	9,764	21.4
東かがわ市	27,139	4,856	17.9
三豊市	59,822	13,351	22.3
土庄町	12,345	2,023	16.4
小豆島町	13,288	2,205	16.6
三木町	26,450	6,582	24.9
直島町	3,043	718	23.6
宇多津町	18,687	5,448	29.2
綾川町	22,260	5,015	22.5
琴平町	8,105	1,618	20.0
多度津町	21,399	5,142	24.0
まんのう町	16,787	3,643	21.7

資料：香川県人口移動調査報告（香川県政策部統計調査課）

2 青少年の非行等問題行動

① 少年非行の特徴

(1) 刑法犯少年

令和4年中の刑法犯少年は120人で、前年に比べ18人増加した（増加率17.6%）。

成人を含む全刑法犯（触法少年を除く。）検挙人員に占める刑法犯少年の割合は8.4%で、前年に比べて1.7ポイント増加した。

学職別では、高校生が52人で全体の43.3%を占めて最も多く、次いで有職少年の25人で、全体の20.8%となっている。中学生と高校生で全体の62.5%を占めている。

初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。）は65人（触法少年を含む）で、前年に比べ11人増加した（増加率20.4%）。

(2) 触法少年（刑法）

触法少年（刑法犯）は61人で、前年に比べ26人増加した。

(3) 校内暴力事件（含触法少年）

校内暴力事件の検挙・補導件数は15件で人員は15人、前年に比べ件数は8件増加し、人員についても7人増加した。

(4) 薬物乱用少年（含触法少年）

薬物乱用による少年の検挙は14人で、前年に比べ4人増加した。

(5) 不良行為少年

不良行為少年は1,019人で、前年に比べ117人減少した（減少率10.3%）。

《非行少年等の検挙・補導状況》

単位：人

区 分	令和3年		令和4年		増減数		増減率
刑 法 犯 少 年	102	(9)	120	(12)	18	(3)	17.6
触 法 少 年 (刑 法)	35	(10)	61	(7)	26	(△3)	74.3
薬 物 乱 用 少 年	10	(3)	14	(3)	4	(0)	40.0
シンナー等乱用少年※	0	(0)	0	(0)	0	(0)	—
覚せい剤乱用少年※	0	(0)	0	(0)	0	(0)	—
麻薬等乱用少年※	0	(0)	2	(0)	2	(0)	—
大麻乱用少年※	10	(3)	12	(0)	2	(△3)	20.0
不 良 行 為 少 年	1,136	(269)	1,019	(260)	△117	(△9)	△10.3

(注1) ※は触法少年を含む。

資料：県警察本部調査

(注2) 女子は内数として（ ）内に計上した。

(注3) 「刑法犯少年」…………… 刑法に規定する罪等を犯した14歳以上20歳未満の少年

(注4) 「触法少年(刑法)」…………… 刑法に規定する罪等に触れる行為をした14歳未満の少年

(注5) 「不良行為少年」…………… 飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年

② 刑法犯少年

(1) 刑法犯少年の罪種別状況

刑法犯少年は120人で、前年に比べ18人増加した（増加率17.6%）。

罪種別では、窃盗犯が50人（構成比41.7%）で最も多い。

単位：人

罪種別	令和3年	令和4年	増減数
総数	102 (9)	120 (12)	18 (3)
凶悪犯	1	2	1
殺人	0	0	0
強盗	0	0	0
放火	0	1	1
強制性交等	1	1	0
粗暴犯	31 (1)	40 (4)	9 (3)
暴行	7 (1)	7 (1)	0 (0)
傷害	18	29 (3)	11 (3)
脅迫	3	3	0
恐喝	3	1	△2
窃盗犯	47 (7)	50 (5)	3 (△2)
侵入犯	3	4	1
乗り物盗	13 (2)	16	3 (△2)
非侵入盗	31 (5)	30 (5)	△1 (0)
知能犯	6 (1)	4 (1)	△2 (0)
詐欺	6 (1)	4 (1)	△2 (0)
横領	0	0	0
偽造	0	0	0
風俗犯	5	6	1
わいせつ	5	6	1
その他	12	18 (2)	6 (2)
(うち)占有離脱物横領	1	4 (1)	3 (1)

(注) 女子は内数として()内に計上した。

資料：県警察本部調査

(2) 刑法犯少年の学職別状況

高校生が52人（構成比43.3%）で最も多く、次いで有職少年が25人（同20.8%）の順となっている。

単位：人

区分	総数	生徒・学生			有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他		
令和3年	102	25	36	4	31	6
令和4年	120	23	52	9	25	11
前年	増減数	18	△2	16	5	△6
比	増減率(%)	17.6	△8.0	44.4	225.0	△19.4

資料：県警察本部調査

(3) 刑法犯少年人口比状況

少年人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は2.3人となっている。

単位：人

区 分	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
検 挙 人 員	503	478	378	245	185	188	163	121	102	120
人口1,000人当たりの 検挙人員	9.1	8.6	6.8	4.5	3.4	3.5	3.0	2.3	2.0	2.3

(注)人口比の算出に用いた人口は、県人口移動調査による推計人口及び国勢調査人口(各年10月1日現在)で14歳から19歳の人口である。

資料：県警察本部調査

③ 触法少年（刑法）

(1) 就学状態別状況

触法少年（刑法）は61人で、前年に比べ26人増加した（増加率74.3%）。

就学状態別では、小学生が29人（構成比47.5%）、中学生が32人（同52.5%）となっている。

前年に比べ小学生が13人増加（増加率81.3%）し、中学生が13人増加（増加率68.4%）となっている。

単位：人

区 分	総 数	未就学児	小学生	中学生
令和3年	35	0	16	19
令和4年	61	0	29	32
増 減 数	26	0	13	13
増減率(%)	74.3	-	81.3	68.4

資料：県警察本部調査

(2) 罪種別状況

窃盗犯が25人（構成比41.0%）で最も多い。

単位：人

区 分	総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和3年	35	0	4	21	0	2	8
令和4年	61	1	13	25	4	2	16
増 減 数	26	1	9	4	4	0	8
増減率(%)	74.3	-	225.0	19.0	-	0	100.0

資料：県警察本部調査

④ 薬物乱用少年（触法少年を含む）

（１）シンナー等乱用少年

シンナー等の乱用で検挙した少年はいなかった。

単位：人

区分	総数	生徒・学生				有少職年	無少職年
		計	中学生	高校生	その他		
令和3年	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	0	0	0	0	0	0	0
増減数	0	0	0	0	0	0	0
増減率(%)	-	-	-	-	-	-	-

資料：県警察本部調査

（２）覚せい剤乱用少年

覚せい剤乱用で検挙した少年はいなかった。

単位：人

区分	総数	生徒・学生				有少職年	無少職年
		計	中学生	高校生	その他		
令和3年	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	0	0	0	0	0	0	0
増減数	0	0	0	0	0	0	0
増減率(%)	-	-	-	-	-	-	-

資料：県警察本部調査

（３）麻薬等乱用少年（大麻を含む）

麻薬等の乱用で検挙した少年は、14人いた。

単位：人

区分	総数	生徒・学生				有少職年	無少職年
		計	中学生	高校生	その他		
令和3年	10	1	0	1	0	7	2
令和4年	14	2	0	2	0	10	2
増減数	4	1	0	1	0	3	0
増減率(%)	40.0	100	-	100	-	42.9	-

資料：県警察本部調査

⑤ 不良行為少年

(1) 学職別状況

不良行為少年は1,019人で、前年に比べ117人減少した（減少率10.3%）。

学職別にみると、高校生が410人（構成比40.2%）で多く、次いで中学生が213人（同20.9%）の順となっている。

単位：人

区 分	総 数	未 学 就 児	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生				有 職 少 年	無 職 少 年
			小学生	中学生	高校生	その他		
令和3年	1,136	0	76	221	451	52	262	74
令和4年	1,019	0	64	213	410	37	198	97
増減数	△117	-	△12	8	△41	△15	△64	23
増減率(%)	△10.3	-	△15.8	△3.6	△9.1	△28.8	△24.4	31.1

資料：県警察本部調査

(2) 行為別状況

行為別では、深夜はいかいが381人（構成比37.4%）で最も多く、次いで喫煙が225人（同22.1%）、飲酒が69人（同6.8%）の順となっている。

単位：人

区 分	総 数	喫 煙	暴 走 行 為	深 夜 是 非 行 為	不 良 交 友	粗 暴 行 為	飲 酒	そ の 他
令和3年	1,136	142	15	487	21	96	90	285
令和4年	1,019	225	16	381	6	57	69	265
増減数	△117	83	1	△106	△15	△39	△21	△20
増減率(%)	△10.3	58.5	6.7	△21.8	△71.4	△40.6	△23.3	△7.0

資料：県警察本部調査

⑥ 家出少年

(1) 家出少年捜索願出受理状況

単位：人

区 分	平成25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
総 数	221	202	209	167	154	147	140	104	116	115
男 子	113	114	114	87	77	82	73	71	63	55
女 子	108	88	96	80	77	65	67	33	53	60

※令和4年4月1日より成人年齢引き下げのため、同日以降は18歳未満の数値

資料：県警察本部調査

(2) 家出少年の学職別状況

単位：人

区 分	総 数	未就 学児	児童・生徒・学生				有 職 少 年	無 職 少 年	不 詳
			小学生	中学生	高校生	その他			
令和3年	116	1	10	45	28	10	8	14	0
令和4年	115	0	16	46	44	1	3	5	0
増減数	△1	△1	6	1	16	△9	△5	△9	0
増減率 (%)	△0.9	－	60.0	2.2	57.1	△90.0	△62.5	△64.3	-

資料：県警察本部調査

⑦ 校内暴力

単位：人

区 分		総 数		小 学 生		中 学 生		高 校 生	
		令和3年	4年	3年	4年	3年	4年	3年	4年
総 数	件 数	7	15	3	2	3	11	1	2
	人員(人)	8	15	4	2	3	11	1	2
う ち 対教師	件 数	1	2	0	0	1	2	0	0
	人員(人)	1	2	0	0	1	2	0	0

資料：県警察本部調査

Ⅱ かがわ子ども・若者育成支援ビジョンの概要

1 策定の趣旨

県では、平成24年に「かがわ青少年育成支援ビジョン」を策定し、青少年健全育成のための施策を総合的に推進してきた。この間、子ども・若者を取り巻く社会環境はますます複雑化し、国においては、平成28年に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者ビジョン」に代わる新たな大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が作成された。香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう、県民が一体となって健全な子ども・若者の育成に取り組むための行動指針として「かがわ子ども・若者育成支援ビジョン」を策定する。

2 性格と役割

- 県の子ども・若者育成支援の基本理念や基本方針を示す行動指針とする。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付ける。
- 「新・せとうち田園都市創造計画」や「香川県健やか子ども支援計画」、「香川県教育大綱」「香川県教育基本計画」等との整合性を図る。

3 対象とする範囲

0歳から40歳未満の子ども・若者

4 実施時期

平成30年度から実施し、必要に応じ適宜見直す。

5 基本理念

【めざす子ども・若者像】 自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓くたくましい子ども・若者

- 自己の確立と社会の能動的形成者としての成長を支援
- 一人ひとりの状況に応じた地域ネットワークの中でのきめ細やかな支援

6 基本指針

- 1 健やかな成長のための支援
- 2 困難な状況にある子ども・若者への支援
- 3 社会全体で支えるための環境整備
- 4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

7 施策の方向

〈基本理念〉

〈基本指針〉

〈施策の方向〉

〈施策の展開〉

自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓くたくましい子ども・若者

自己の確立と社会の形成者としての成長を支援 / 一人ひとりの状況に応じた地域ネットワークの中のきめ細やかな支援

1 健やかな成長のための支援	①日常生活能力の習得支援	①基本的な生活習慣の形成 ②コミュニケーション能力の育成と規範意識の醸成 ③健康教育の推進 ④学力の向上 ⑤体力の向上
	②多様な活動機会の提供	①体験・交流活動の促進 ②学校における体験活動などの推進
	③社会形成参画・社会参加支援	①社会の形成への参画支援 ②社会参加活動の促進
	④職業的自立・就労などの支援	①キャリア教育・職業教育の充実 ②就労支援の充実 ③地域社会との連携の促進
2 困難な状況にある子ども・若者への支援	①児童虐待防止対策の推進	①虐待の未然防止 ②虐待の早期発見・早期対応 ③虐待の再発防止・自立支援
	②暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応	①問題行動の防止 ②不登校への支援 ③高等学校中途退学への対応 ④相談・支援機関の周知・広報
	③インターネットに起因する問題への対応	①ネット依存の傾向への対応 ②インターネットを通じて行われるいじめの防止 ③コミュニティサイトに起因する犯罪の抑制
	④非行への対応	①非行少年に対する適切な措置 ②立ち直り支援の推進 ③薬物乱用の防止 ④少年と地域社会との絆の強化
	⑤ひきこもりへの支援	①ひきこもり地域支援センターを中心とした連携の推進 ②地域に密着した支援の推進
	⑥若年無業者などへの支援	①地域若者サポートステーションとの連携 ②職業能力などの育成
	⑦子どもの貧困問題への対応	①子どもの貧困問題への対応
	⑧多様な子ども・若者への支援	①障害のある子ども・若者への支援 ②外国人の子ども・若者への支援 ③多様な性に対する理解の促進 ④自殺対策
	⑨育成支援ネットワークによる支援の推進	①さまざまな機関によるネットワーク形成の推進 ②困難な状況にある子ども・若者の居場所づくりの推進 ③支援者の資質向上への支援
3 社会全体で支えるための環境整備	①保護者等への積極的な支援	①保護者等への相談・支援体制の充実
	②社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発	①社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発
	③子ども・若者育成支援に関する情報提供	①子ども・若者育成支援に関する情報提供
	④地域における育成支援ネットワークの充実	①多様な主体による活動などの支援 ②育成支援ネットワークの機能の充実 ③育成支援のための人材養成 ④子ども・若者の居場所づくりの推進 ⑤開かれた家庭づくりの推進
	⑤子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり	①子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり
	⑥有害環境の浄化	①青少年保護育成条例の適切な運用 ②関係機関の連携による浄化の推進
	⑦インターネット上の有害情報対策の推進	①フィルタリング設定の徹底 ②有害情報対策のための保護者啓発 ③情報モラルの育成
4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	①グローバル社会で活躍する人材の育成	①グローバル社会で活躍する人材の育成
	②地域づくりで活躍する若者の応援	①地域づくりで活躍する若者の応援
	③未来の芸術家、競技者の育成	①未来の芸術家の育成 ②トップアスリートの育成

基本指針1 健やかな成長のための支援

1 日常生活能力の習得支援

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、規範意識は、大人や他者とのかかわりの中で発達の段階に応じて身に付けることが大切であるため、学校、家庭、地域が連携して習得支援を推進する。また、子ども・若者が心と体の健康を維持できるよう運動する意欲の向上、健康教育の推進を図る。

2 多様な活動機会の提供

子ども・若者の自立には、自然体験や社会体験、同世代・異世代の人々、異文化をもつ人々との交流などにより、生きる知恵や多様な価値観、社会性を身に付けることが欠かせないため、実感や発見、感動を得られる活動機会を提供することが必要である。地域や学校が連携して、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を推進し、社会における役割や社会とのつながりに気付くよう支援する。

3 社会形成参画・社会参加支援

社会の能動的形成者として子ども・若者を育成するために、意見表明など社会形成への参画機会の提供や、ボランティア活動の紹介、顕彰を通して社会参加活動の促進を図る。

4 職業的自立・就労など支援

若者の職業的自立や就労などを支援するために、学校においては、地域や企業などとの連携を図り、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的に進路を選択できるよう、細やかな指導や相談に努める。また、若者の就労に向けた支援を行い、安定した雇用の確保を図る。

基本指針 2 困難な状況にある子ども・若者への支援

1 児童虐待防止対策の推進

関係機関や団体などの連携により、児童虐待の未然防止に努めるとともに、虐待を早期発見し、虐待を受けた子どもとその保護者を対象として、家族の再統合や自立に向けた長期的な支援を続けることに努める。

2 暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応

問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努め、地域ぐるみで取り組める体制づくりを進める。また、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導により、高等学校中途退学や不登校の解決を目指す。

3 インターネットに起因する問題への対応

インターネットの利用に関するルールづくりや情報モラルについて児童・生徒に教育を行うとともに、保護者に対しても情報提供を行い、情報通信技術が適切に利用されるよう努める。

4 非行への対応

少年と家庭や学校、地域との絆を強くして、少年の居場所を作り出し、関係機関と連携して立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

5 ひきこもりへの支援

関係機関や団体などが連携し、ひきこもり地域支援センターを中心とした支援ネットワークづくりに努めるとともに、訪問支援や居場所の提供など状況に応じた細やかな支援を推進する。

6 若年無業者などへの支援

若者の自立に向けて、意識啓発や職業訓練などを積極的に行うことにより、若者の能力開発を推進し、安定就労及びキャリア形成を支援する。

7 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されること、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

8 多様な子ども・若者への支援

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、すべての子ども・若者が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できる社会の実現に向け、多様な背景を持つ子ども・若者に対して適切な支援を行う。

9 育成支援ネットワークによる支援の推進

関係機関・団体による育成支援ネットワークを形成し、相談機関や医療機関などの専門機関と連携し、状況を適切に見極め、それぞれが果たす役割を明確にして支援を行う。

基本指針3 社会全体で支えるための環境整備

1 保護者等への積極的な支援

生活習慣の基礎を子どもが身に付けるよう、保護者が自主的に取り組むとともに、保護者等への相談・支援体制を充実させ、地域、学校、行政等が家庭を支え、社会全体で子育てを助け合う環境づくりに努める。

2 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

校区会議を母体として、県民運動推進員を中心に、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、社会が一体となって子ども・若者を育てる意識の啓発を図る。

3 子ども・若者育成支援に関する情報提供

団体などの活動状況や相談・支援機関などの情報の提供を行い、子ども・若者の活動支援や相談支援に努める。特に、困難な状況にある子ども・若者やその家族に情報が的確に届くよう努める。

4 地域における育成支援ネットワークの充実

子ども・若者を支援するため、育成支援ネットワークの機能の充実や人材育成を図るとともに、育成の基盤として開かれた家庭づくりを推進する。

5 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

日常生活を営む場における犯罪の抑制や子どもが安全に登下校できる環境整備のため、地域社会と関係機関が一体となって安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、自然災害の発生に備え、一人ひとりの命を守る地域づくりに努める。

6 有害環境の浄化

青少年保護育成条例の適切な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに、非行の温床になるような場所の改善や事業者に自主規制を求めるなどの取組みにより、有害な環境の浄化に努める。

7 インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット利用に関して、フィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進するとともに、情報モラルの育成に努める。

基本指針4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

1 グローバル社会で活躍する人材の育成

国際交流活動の機会の提供や国際理解教育の展開により、グローバル社会で活躍する人材の育成に努める。

2 地域づくりで活躍する若者の応援

人口減少を抑えるとともに地域を支える人材を確保するため、県内大学等の特長を生かした魅力づくりや地域との連携推進を支援するとともに、地域おこし協力隊員が定住・定着しやすい環境づくりに努める。

3 未来の芸術家、競技者の育成

子ども・若者が文化芸術に触れる機会の充実を図り、未来の文化芸術の担い手を育成するとともに、国際舞台において活躍できるトップアスリートの育成を目指した指導体制や環境の整備に努める。

8 推進のために

県民や地域団体、NPO、学校、企業、行政などの多様な主体が参画と協働により、積極的に子ども・若者の育成支援にかかわり、ネットワークを形成して、主体的に役割を担い、ともに手を携え、支えあい、助け合う共助の社会づくりに努める。

○ 県・市町の役割

青少年活動推進本部を中心として関係機関や市町との連携を強化し、情報共有とネットワークの充実や活動推進のための人材育成、条例などの適切な運用による有害環境の浄化を推進する。

○ 学校の役割

確かな学力の育成と個に応じた教育、豊かでたくましい心と健やかな体をはぐくむ教育を推進し、問題行動の防止に努め、家庭や地域との連携による教育力の向上を図る。

○ 家庭の役割

日常生活能力や規範意識の育成など、子ども・若者が自立の基盤を築けるように育てるとともに、何でも話し合える明るい家庭づくりに努め、子ども・若者とともに地域活動に積極的に参加する。

○ 地域に期待される役割

地域住民の交流を促すとともに子ども・若者の居場所が生み出せるよう地域活動を活性化し、地域への誇りを育てる。学校、家庭、地域団体、民間団体などの協働の推進を図り、子ども・若者の育成支援に努める。

○ 企業・民間団体等に期待される役割

若年者雇用に対する理解と若年労働者育成の充実を図り、若者が生き生きと働くことのできる環境をつくるとともに、学校や地域との連携を積極的に推進する。

Ⅲ 青少年健全育成の推進体制

① 香川県青少年活動推進本部

関係部局が青少年対策を総合的かつ効果的に推進するため、昭和34年1月、香川県青少年活動推進本部を設置し、県、県教育委員会及び県警察本部が一体となって、関係機関・団体等と密接な連携を図りながら、青少年対策の企画、調整、推進を図る。

② 香川県青少年問題協議会

香川県青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」に基づき、県の附属機関として昭和28年に設置された。委員は15人以内で、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する。

協議会の任務は次のとおりである。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
- (3) 上記(1)及び(2)の事項に関し、知事及び関係行政機関に対して意見を具申する。

③ 青少年育成香川県民会議

明日の郷土を担う心身ともに健やかな青少年の育成を願い、(社)青少年育成国民会議の提唱に呼応して、昭和41年12月に結成された。県・市町、青少年育成市町民会議、少年育成センター、青少年育成関係団体などと密接な連携を取りつつ、家庭、学校、地域住民、企業など、地域社会と一体となって、「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進など、青少年の健全育成にかかわる施策を総合的に推進するとともに、自ら伸びようとする青少年を支援する。

④ 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金

香川の青少年の健全育成を期し、郷土の進展に寄与することを目的として、昭和43年5月に明治百年を記念して設立され、香川の青少年が、その成果を受けつく誇りと責任を自覚し、自らの手で次代を開く夢と希望に満ちて進むよう、青少年育成事業を積極的に実施する。

IV 青少年の団体活動

1 青少年団体

(1) 期待される団体活動

本県における少年団体は、子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等であり、なかでも子ども会は県内全域にわたって組織されており、小学校児童の61%が加入（一般社団法人 香川県子ども会育成連絡協議会調べ 31.2.27現在）している。また、各少年団体ともに活発な活動が行われているが、中学生の少年団体活動はまだ十分ではない。

青年の団体加入率は低く、十分とはいえないが、いくつかの青年団体では意欲的な活動の展開が見られる。今後は、在学青年（特に高校生）の社会参加や青年団体活動の指導者育成、県内全域にわたる有意義な青年活動の推進が必要である。

(2) 県内の主な青少年団体

令和5年8月1日現在

団体名	代表者	主要目的等	連絡所在地	電話番号等
香川県青年団体協議会	富田 和希	県内各種の青年団体が相互に理解と友情を深め合い提携して、青年問題の認識を高め、常に団体活動伸展のため研さんに努めるとともに、広く青年の団体参加を呼び掛け、青年活動のより強力な展開に寄与することを目的とした団体である。	769-0102 高松市国分寺町国分1009 香川県青年センター内	電話：087-874-6799 FAX：087-874-6799
構成団体	香川県連合青年会	県内市・町青年団（会）をもって構成され、青年団（会）の相互連絡と協調を図り、その助成発展に努めるとともに、平和で住みよい地域社会の建設に努めることを目的とした団体である。	769-0102 高松市国分寺町国分1009 香川県青年センター内	電話：087-874-6799 FAX：087-874-6799 Eメール：seinenkagawa@yahoo.co.jp
	香川県BBS連盟	非行のある青少年たちに同世代の言わば兄や姉のような存在として一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動を行っている団体である。	760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階 高松保護観察所内	電話：087-822-5445
	IFK	農村青少年によって組織され自己研修と奉仕を目的とし、明るく豊かな農業、地域社会をスローガンに活動している団体である。	760-8570 高松市番町四丁目1-10 香川県農政水産部農業経営課内	電話：087-832-3406 FAX：087-806-0203

団体名	代表者	主要目的等	連絡所在地	電話番号等	
香川県ユース ホステル協会	理事長 北野 和雄	国際ユースホステル連盟の規約に従い、ホステルを提供し、簡素な旅行で見聞を広め、社会人としての良識と教養を高める活動団体である。	761-8033 高松市飯田町461-2	FAX : 087-882-8730 H P : http://www.jyh.or.jp/	
	鎌田 守恭	すべての県民に対して、レクリエーション・生涯スポーツの普及振興を図るためイベントや講習会を開催、これらの活動を推進する支援者の養成と団体の育成に努め、県民一人ひとりの健康で安らぎと活力に満ちた豊かな生活の形成と社会づくりに寄与することを目的とする団体である。	760-0073 高松市栗林町2丁目6-5 1階西側	電話 : 087-813-3172 Eメール : kagawa-rec@biscuit.ocn.ne.jp H P : http://rec-kagawa.org/	
	岡崎 里香	県等の青年海外派遣事業に参加した青年が、国際交流の体験を生かして国際理解を深め、国際親善に寄与し、広く地域社会に貢献する団体である。	760-8570 高松市番町四丁目1-10 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課内	電話 : 087-832-3195	
香川県少年団体協議会	岩井 敏恭	県内各種の少年団体が相互に情報交換と研修に努め、あい連携して少年団体活動の振興と青少年の健全育成に資することを目的とする団体である。	760-8582 高松市天神前6-1 香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課内	電話 : 087-832-3773 FAX : 087-831-1912	
構成 団体	日本ボーイス カウト香川連 盟	連盟長 松平 頼武 理事長 岩井 敏恭	自立心を持った健全な青少年の育成を目標とし、子どもたちの好奇心や探究心に応え、様々な活動のもと、各年代にあった育成を行い、心と身体のバランスのとれた人格の形成をめざす団体である。	769-0102 高松市国分寺町国分1009 香川県青年センター内	電話 : 080-3161-4983 FAX : 087-889-7753 Eメール : scoutkagawa@gmail.com
	ガールスカウ ト香川県連盟	山田 敏恵	「そなえよ常に」をモットーとして、生活、学習にいつでも臨機応変の措置がとれるよう、広く社会に役立つ知識を身に付けるための活動団体である。	761-2406 丸亀市綾歌町栗熊東 3600-5 熊谷 佳美方	電話 : 090-2788-7860 FAX : 0877-86-3573 Eメール : yamalkk@violin.ocn.ne.jp
	香川県スポー ツ少年団	住谷 幸伸	青少年のスポーツを振興し、青少年の心身の健全な育成を図る団体である。	760-0004 高松市西宝町二丁目6-40 香川県教育会館4階	電話 : 087-833-1580 FAX : 087-833-1583 Eメール : suposyo-kagawa@japan-sports.or.jp
	(一社)香川県 子ども会育成 連絡協議会	兼若 幸一	県内の郡市町子ども会育成連絡協議会相互の連絡提携を図り、子ども会活動を拡充し、もって子どもの健全育成に寄与する団体である。	760-0004 高松市西宝町二丁目6-40 香川県教育会館6階	電話 : 087-834-1265 FAX : 087-834-1288 Eメール : kagawa@kodomo-kai.or.jp H P : http://www.kodomo-kai.or.jp/kagawa/

団体名	代表者	主要目的等	連絡所在地	電話番号等
青年赤十字奉仕団 香川県支部連絡協議会	永正 真子	社会人や学生などが、赤十字の諸活動に参加して奉仕活動を行っている団体である。	760-0017 高松市番町一丁目10-35 香川県社会福祉総合センター5階 日本赤十字社香川県支部 事業推進課内	電話：087-861-4618 FAX：087-862-7010 Eメール：nisseki@kagawa.jrc.or.jp
香川県青少年赤十字		苦しんでいる人や困っている人を見たとき、何とかしてあげたいと思う人間の持つ「やさしさ」を育み、日常生活の中で赤十字の精神を生かした具体的な活動をすることで、子どもたち一人ひとりが人道を自分の価値観に高めていくことを目的として県内の保育所、幼稚園、こども園、小・中・高等学校、特別支援学校等が登録を行い、学校や園の内外で様々な活動を行っている団体である。	760-0017 高松市番町一丁目10-35 香川県社会福祉総合センター5階 日本赤十字社香川県支部 事業推進課内	電話：087-861-4618 FAX：087-862-7010 Eメール：nisseki@kagawa.jrc.or.jp

2 青少年活動施設

① 青少年教育関係施設

施設名	施設の概要	所在地	電話番号等
香川県青年センター	<p>昭和44年7月に明治百年記念事業の一環として、青少年の健全な育成を図ることを目的に設置され、県内青少年の各種研修・団体活動・国際交流などの拠点施設として利用されている。</p> <p>本館・別館は老朽化に伴い改築し、平成24年12月から内装に県産ヒノキ材を積極的に活用した温もりと潤いのある建物で再オープンしている。各種会議、研修が行える大小会議室、定員82名の宿泊室のほか体育館、グラウンドといったスポーツ・レクリエーション機能も一体的に有する施設である。</p>	769-0102 高松市国分寺町 国分1009	<p>電話： 087-874-0713</p> <p>FAX： 087-874-5503</p> <p>Eメール： center@seinen.kagawa.jp</p> <p>H P： http://www.seinen.kagawa.jp</p>
香川県立五色台少年自然センター	<p>昭和46年に自然の中で宿泊学習を行い、自然探究その他の活動を通じて、少年の情操を豊かにし、健康の増進を図ることを目的として五色台に設置され、平成19年4月に香川県自然科学館と統合し、香川県立五色台少年自然センターとなった。県内の中学生を対象とした「集団宿泊学習」等の学校教育利用や、子ども会等の社会教育関係団体の活動に利用されており、自然の中で行うオリエンテーリング、野外炊事等のキャンプ活動を始め、クラフト活動や天体観測も楽しむことができる。また「星を見る会」「家族でCAMP」等の主催事業も行っている。</p>	761-8002 高松市生島町423	<p>電話： 087-881-4428</p> <p>FAX： 087-881-4484</p> <p>Eメール： goshikidaishonen@pref.kagawa.lg.jp</p> <p>H P： https://www.pref.kagawa.lg.jp/goshikidaishonen/goshikidai_shonen/index.html</p>
香川県立屋島少年自然の家	<p>昭和50年に、恵まれた自然環境のもとで集団生活を通じ、強じんな身体と豊かな情操を養い、心身ともに健全な青少年の育成を目的として設置された。「海の少年自然の家」とも呼ばれ、オリエンテーリング、サイクリング、野外炊事等の陸上での活動以外に、海を利用したカッター活動、いかだづくり、魚釣りなどができる。</p>	761-0111 高松市屋島東町 34-1	<p>電話： 087-843-4545</p> <p>FAX： 087-841-9813</p> <p>Eメール： yashimashonen@pref.kagawa.lg.jp</p> <p>H P： https://www.pref.kagawa.lg.jp/yashimashonen/yasho/index.html</p>

施設名	施設の概要	所在地	電話番号等
香川県立 ミュージアム	平成20年4月に歴史博物館と文化会館が統合され、歴史博物館と美術館の機能を併せもつ文化施設として誕生した。1階ロビーではイサム・ノグチのアーケイックなどを、2階では所蔵する美術作品などを、3階では歴史資料などを展示している。 高校生以下の観覧料は無料である（年齢を証明するものが必要）。	760-0030 高松市玉藻町5-5	電話： 087-822-0002 FAX： 087-822-0043 H P： https://www.pref.kagawa.lg.jp/kmuseum/
瀬戸内海歴史 民俗資料館 (香川県立ミュージアム分館)	木造船や漁撈の用具、船大工用具などを展示するとともに、民俗を中心とした貴重な資料を瀬戸内地方から収集し、調査研究を行う全国でも数少ない広域資料館である。 観覧料は無料である。	761-8001 高松市亀水町 1412-2	電話： 087-881-4707 FAX： 087-881-4784 H P： https://www.pref.kagawa.lg.jp/kmuseum/setorekishi/index.html
東山魁夷せとうち 美術館	日本画家・東山魁夷の祖父が、坂出市櫃石島の出身で、本県とゆかりが深いことから、ご遺族から版画作品270点余の寄贈を受け、これらの作品を広く鑑賞していただくため、平成17年4月に設置された。 高校生以下の観覧料は無料である（年齢を証明するものが必要）。	762-0066 坂出市沙弥島字南 通224-13	電話： 0877-44-1333 FAX： 0877-44-0220 H P： https://www.pref.kagawa.lg.jp/higasiyamakaii/higashiyama/index.html
香川県漆芸研究所	本県の伝統工芸である蒔醬、存清、彫漆などの技法を保存し、後継者の育成と技術の向上を目的とする全国初の施設として、1954(昭和29)年11月に設立された。研究生課程の修業年限は3年で授業料は無料である。 1階漆芸ホールでは、研究所の歴代指導者や修了生などの作品を展示している。観覧料は無料である。	760-0017 高松市番町 1-10-39	電話： 087-831-1814 FAX： 087-831-1807 H P： https://www.pref.kagawa.lg.jp/shitsugei/sitsugei/index.html

施設名	施設の概要	所在地	電話番号等
レクザムホール (香川県県民ホール)	<p>県民の文化の振興を図るため、昭和63年に設置された。</p> <p>東京藝術大学との協力・連携協定に基づく次代の音楽家の育成を図るためのかがわ音楽アカデミー事業や、次代の音楽文化の担い手を育成するためジュニア・オーケストラ育成事業を行っている。</p> <p>また、優れた舞台芸術鑑賞事業では青少年が低料金で提供するための学生席を設けている。</p>	760-0030 高松市玉藻町 9-10	電話： 087-823-3131 FAX： 087-823-3124 H P： https://kenminhall.com/
さぬきこどもの国	<p>児童に健全な遊びや創造的活動の場を提供するなど、児童の視点に立った健全育成に資する各種の事業や県内児童館の支援啓発のための施策を実施することにより、児童の健全育成及び資質の向上に努めている。</p>	761-1402 高松市香南町由佐 3209	電話： 087-879-0500 FAX： 087-879-0396 H P： https://www.sanuki.or.jp/

② ユースホステル

ユースホステル名	所在地	電話番号等	料金	収容人員	設置種別
小豆島オリ ーブユース ホステル	761-4434 小豆郡小豆島町 西村甲 1072	電話：0879-82-6161 FAX：0879-82-6060 Eメール：olive@jyh.gr.jp H P： http://www.jyh.gr.jp/shoudo/	宿泊 一般 4,400円 会員 4,180円 朝食 770円 夕食 1,320円	100	直営

V 青少年関係指導者一覧

令和5年8月1日現在

名称	委嘱者等	人員	職務内容	活動状況	設置根拠法令	備考
「みんなで子どもを育てる県民運動」推進員	知事委嘱	県内157人 (小学校区に1人)	市町青少年育成行政機関、団体等と連携を密にし、「みんなで子どもを育てる県民運動」の地域への普及浸透に努める。	「みんなで子どもを育てる県民運動」の地域浸透を目指して、広報啓発活動を行い、校区会議の組織化など、活動しやすい条件整備を促進するほか、県民運動の実践活動を推進する。	「みんなで子どもを育てる県民運動」推進員設置要綱	香川県 子ども政策課
少年警察補導員	警察本部長委嘱	県内12地区 371人	非行少年、要保護少年、有害環境を発見通報し、その健全育成を図る。	主として日常生活を通じてその地域における非行少年等を発見、補導、通報を行う。	少年警察補導員規程	香川県 警察本部 人身安全・少年課
少年指導委員	公安委員会委嘱	県内12地区 53人	風俗営業及び風俗関連営業等に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止等にあたる。	盛り場における ・補導活動 ・風俗営業者等に対する助言活動 ・被害少年に対する助言等活動 ・風俗営業所等への立入等の活動を行う。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	〃
民生委員・児童委員	厚生労働大臣委嘱	県内2,216人 (うち主任児童委員235人)	児童、妊産婦及び母子家庭等に対する相談・援助・指導や関係機関との連絡調整を行う。	児童等の状況を把握し、個別援助・子育て支援・児童健全育成活動を行うほか、児童虐待等緊急を要する場合は児童相談所等への連絡通報を行う。	民生委員法 児童福祉法	香川県 健康福祉総務課 ・子ども家庭課
保護司	法務大臣委嘱	県内589人	犯罪や非行をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。	保護観察官と協働して保護観察中の者の改善や更生等の処遇活動を行うほか、地方公共団体等と連携して犯罪や非行の防止のための活動を行う。	保護司法	高松保護観察所
少年育成センター補導員	市町長等委嘱	県内1,282人	犯罪を犯すおそれのある少年や不良行為少年の早期発見、早期補導活動を行う。	少年育成センターを拠点として、少年の非行を防止するため、街頭補導や少年相談、また、社会の有害環境を排除するなどの活動を行う。	各少年育成センター設置条例	各少年育成センター
スポーツ推進委員	市町教育委員会等委嘱	県内501人	市町のスポーツ振興のコーディネーター、推進者として、企画・立案、スポーツの指導・助言を行う。	地域におけるスポーツの振興計画、年間行事計画への参与、大会の運営、審判、スポーツ教室での指導を行う。	スポーツ基本法第32条	香川県 教育委員会 保健体育課

VI 相談関係機関一覧

令和5年8月1日現在

機関名	名称	電話番号 (FAX 番号)	備考
香川県人権・同和政策課	性的少数者（LGBT）電話相談	087-832-3222	18:00～21:00（第1月曜日・第3土曜日）（年末年始を除く）
香川県子ども女性相談センター	子どもと家庭の電話相談	087-862-4152	9:00～21:00 （日、祝日、年末年始を除く）
	子ども女性相談センター	087-862-8861	8:30～17:15 （土、日、祝日、年末年始を除く）
	西部子ども相談センター	0877-24-3173	
香川県精神保健福祉センター	こころの電話相談	087-833-5560	9:00～16:30 （土、日、祝日、年末年始を除く）
	ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	087-804-5115	8:30～17:15 （土、日、祝日、年末年始を除く）
香川県教育センター	子ども電話相談	087-813-3119	9:00～21:00 通年
	子育て電話相談	087-813-2040	9:00～21:00 通年
	24時間いじめ電話相談	087-813-1620	24時間 通年
	24時間子供SOSダイヤル	全国統一ダイヤル 0120-0-78310	
	子どものネットトラブル相談	087-813-3850	9:00～17:00 月～金（祝日、年末年始を除く）
	来所相談	087-813-0945 （受付）	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 第2・4土 （祝日、年末年始を除く） 13:00～17:00
	メール相談	Eメール： kesoudan@kagawa- edu.jp	24時間 通年 （返信には時間がかかることがあります）
	FAX相談	087-881-3272	
香川県警察本部	警察相談専用電話	#9110 または 087-831-0110	8:30～17:15 土、日、祝日、夜間は当直員で対応
	ハートフルライン （性犯罪被害相談電話）	#8103 または 087-831-9110 （FAX可） または 0120-694-110	8:30～17:15 土、日、祝日、夜間は当直員で対応
	少年相談専用電話	087-837-4970 0877-33-3015	9:00～17:00 （土、日、祝日、年末年始を除く）
香川県東讃保健福祉事務所	家庭児童相談室	0879-29-8253	8:30～17:00（※）
香川県中讃保健福祉事務所		0877-24-9960	
香川県小豆総合事務所		0879-62-1373	

機関名	名称	電話番号 (FAX 番号)	備考
高松市子ども女性相談課	家庭児童相談室	087-839-2384	8:30～17:00 (※)
丸亀市子育て支援課	家庭児童相談室	0877-23-2201	8:30～17:00 (※)
坂出市こども課	家庭児童相談室	0877-44-5027	8:30～17:15 (※)
善通寺市子ども課	家庭児童相談室	0877-63-6371	8:30～17:15 (※)
観音寺市子育て支援課	家庭児童相談室	0875-23-3957	8:30～17:00 (※)
さぬき市子育て支援課	家庭児童相談室	0879-26-9933	9:00～16:00 (※)
東かがわ市子育て支援課	こども総合支援センター	0879-24-1005	8:30～17:00 (※)
三豊市子育て支援課	三豊市相談ダイヤル	0875-73-3665	8:30～17:15 (※)
高松市総合教育センター	いじめ・不登校相談電話	087-821-0099	8:30～19:00 (※)
高松市少年育成センター	こどもスマイルテレホン	087-839-2525	
丸亀市少年育成センター	かめっコール	0120-734970 (無料) ※市外局番が 0877 以外からの 電話は、 0877-22-4970 (有料)	8:30～17:00 (※)
坂出市少年育成センター	さわやかテレホン	0877-46-2777	9:00～17:00 (※)
観音寺市少年育成センター	やまびこテレホンコーナー	0875-23-0900	8:30～17:00 (年末年始を除く平日、第3土曜日)
三豊市少年育成センター	少年相談専用電話	0875-73-3764	8:30～17:00 (※)
県内の各少年育成センター	子ども・若者に関する相談	電話番号は 62 ページに記載	
高松法務局	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通・無料)	8:30～17:15 (※)
社会福祉法人 香川いのちの電話協会	香川いのちの電話	087-833-7830 (087-861-4343)	24 時間対応

(※) 受付時間は土、日、祝日、年末年始を除く

困難を有する子ども・若者の居場所一覧

名称	住所	実施日	開設時間	電話番号
フリースペース ひととこ	高松市瓦町 2-2-13 新瓦町ビル 6F	木曜日	10:00～15:00	087-802-2878
まなびや もも	高松市太田上町 1287-6	月曜日 火曜日 木曜日 金曜日 第2・4土曜日	16:30～18:30 15:00～19:15 17:00～19:30 頃 14:00～16:00 18:30～19:30	087-899-5340
リトリートたくま	三豊市詫間町詫間 677-11	水曜日	13:00～15:00	090-9455-9164
みんなの広場 koko	観音寺市粟井町 1192 番地 2 ぱびぷぺぼ HOUSE	月・水曜日 土曜日	11:00～16:00 10:00～16:00	080-4030-1150

Ⅶ 市町青少年行政関係機関一覧

1 市町民会議設置状況

令和5年8月1日現在

	市町名	名 称 代表者氏名	事 務 局	電 話 番 号	設立年月日
1	高松市	高松市青少年健全育成市民会議 糸瀬 文史	少年育成センター 高松市番町一丁目8-15	087-839-2635	H 8. 7. 30
2	丸亀市	丸亀市青少年健全育成推進協議会 岩崎 正朔	少年育成センター 丸亀市大手町二丁目 1-7	0877-22-6886	S40. 12. 24
3	坂出市	坂出市青少年健全育成市民会議 北 慎一	少年育成センター 坂出市久米町一丁目18-20	0877-46-2777	S56. 6. 13
4	善通寺市	善通寺市青少年健全育成市民会議 (活動休止中)			S46. 11. 30
5	観音寺市	青少年育成観音寺市民会議 佐伯 明浩	少年育成センター 観音寺市坂本町一丁目1-1	0875-25-4251	S43. 12. 2
6	さぬき市	さぬき市青少年育成市民会議 (活動休止中)			H15. 8. 29
7	東かがわ市	青少年育成東かがわ市民会議 松浦 隆夫	教育委員会 東かがわ市湊1847-1	0879-26-1238	H15. 8. 11
8	三豊市	三豊市青少年健全育成市民会議 山下 昭史	少年育成センター 三豊市豊中町本山甲160-1	0875-73-3150	H18. 7. 26
9	土庄町	土庄町青少年健全保護育成協議会 (活動休止中)			S43. 5. 25
10	小豆島町	小豆島町青少年健全育成町民会議 坂東 民哉	教育委員会 小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879-82-7015	H18. 7. 4
11	三木町	青少年育成三木町民会議 伊藤 良春	教育委員会 木田郡三木町氷上310	087-891-3316	S55. 12. 10
12	直島町	直島町青少年育成連絡協議会 金谷 正紀	教育委員会 香川郡直島町1122-1	087-892-2882	S46. 8. 20
13	宇多津町	青少年育成宇多津町民会議 谷川 俊博	少年育成センター 綾歌郡宇多津町浜八番丁 113-1	0877-49-3460	S56. 9. 7
14	琴平町	琴平町青少年健全育成町民会議 氏家 徹也	教育委員会 仲多度郡琴平町榎井 891-7	0877-75-6716	S57. 3. 4
15	多度津町	多度津町青少年健全育成町民会議 金井 浩三	少年育成センター 仲多度郡多度津町本通二丁目 11-14	0877-33-3076	S57. 6. 6
16	まんのう町	まんのう町青少年育成会議 栗田 隆義	教育委員会 仲多度郡まんのう町生間415番地1	0877-89-7100 0877-89-7020	H18. 7. 20

2 市町青少年行政主管課

令和5年8月1日現在

	市町名	主管部局		電話番号 (FAX 番号) Eメール
1	高松市	少年育成センター	760-8571 高松市番町一丁目 8-15	087-839-2635 (087-839-2624) ikusei@city.takamatsu.lg.jp
2	丸亀市	教育委員会学校教育課	763-8501 丸亀市大手町二丁目 4-21	0877-24-8821 (0877-24-8868) kyoiku-k@city.marugame.lg.jp
3	坂出市	教育委員会生涯学習課	762-0003 坂出市久米町一丁目 18-20	0877-46-2777 (0877-46-7140) ikusei@city.sakaide.lg.jp
4	善通寺市	少年育成センター	765-8503 善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号	0877-63-0415 (0877-63-6348) ikusei@city.zentsuji.kagawa.jp
5	観音寺市	少年育成センター	768-8601 観音寺市坂本町一丁目 1-1	0875-25-4251 (0875-25-4285) ikusei@city.kanonji.lg.jp
6	さぬき市	教育委員会生涯学習課	769-2396 さぬき市寒川町石田東甲 425	0879-26-9974 (0879-26-9975) syogaigakusyu@city.sanuki.lg.jp
7	東かがわ市	教育委員会子育て支援課	769-2792 東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1231 (0879-26-1232) hk-kosodate@city.higashikagawa.kagawa.jp
8	三豊市	教育委員会生涯学習課	767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3135 (0875-73-3140) shougaigakushu@city.mitoyo.lg.jp
9	土庄町	教育委員会生涯学習課	761-4192 小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2	0879-62-7013 (0879-62-8302) gakushu@town.tonosho.lg.jp
10	小豆島町	教育委員会生涯学習課	761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7015 (0879-82-1025) olive-shakai@town.shodoshima.lg.jp
11	三木町	教育委員会生涯学習課	761-0692 木田郡三木町氷上 310	087-891-3314 (087-898-1994) shogaigakushu@town.miki.lg.jp
12	直島町	教育委員会	761-3110 香川郡直島町 1122-1	087-892-2882 (087-892-3888) kyoiku1@town.naoshima.lg.jp
13	宇多津町	教育委員会生涯学習課 少年育成センター	769-0292 綾歌郡宇多津町 1881 769-0208 綾歌郡宇多津町浜八番丁 113-1	0877-49-8007 (0877-49-0618) kyoiku@town.utazu.kagawa.jp 0877-49-3460 (0877-49-4015) utikusei@town.utazu.kagawa.jp
14	綾川町	教育委員会生涯学習課 少年育成センター	761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299 761-2103 綾歌郡綾川町陶 5593-1	087-876-1180 (087-876-3701) kyoiku@town.ayagawa.lg.jp 087-814-5205 (087-814-5305) ayagawa_ikusei@blue.ocn.ne.jp
15	琴平町	教育委員会生涯教育課	766-8502 仲多度郡琴平町榎井 891-7	0877-75-6716 (0877-75-4120) kyoikuiinkai@town.kotohira.lg.jp
16	多度津町	教育委員会生涯学習課	764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目 3-95	0877-33-0700 (0877-33-2550) syogaigakusyu@town.tadotsu.lg.jp
17	まんのう町	教育委員会生涯学習課	769-0313 仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1	0877-89-7020 (0877-89-8100) kyoiku@town.manno.lg.jp

3 少年育成センター

少年育成センターは、少年の非行を防止し、その保護と健全な育成を効果的に推進することを目的として、県内 15 か所に設置されている。

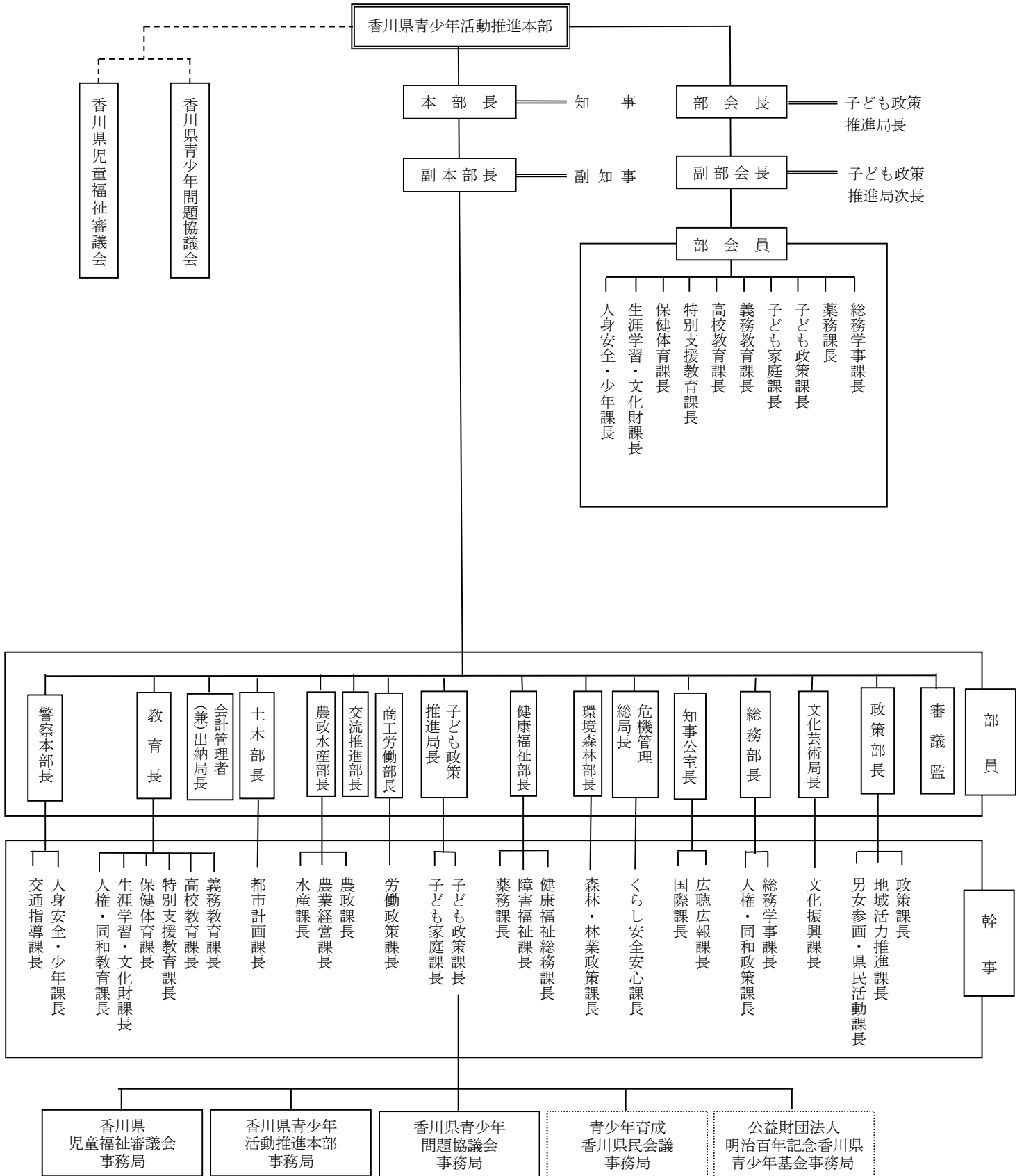
(主な業務)

- (1) 街頭補導に関すること。
- (2) 継続補導に関すること。
- (3) 少年相談に関すること。
- (4) 各関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 少年の福祉を害する環境浄化に関すること。
- (6) 少年の保護育成についての研究調査及び資料の整備に関すること。

令和5年8月1日現在

	名 称	所 在 地	電話番号 (FAX 番号) Eメール	管内市町
1	高 松 市 少年育成センター	760-8571 高松市番町一丁目 8-15	087-839-2635 (087-839-2624) ikusei@city.takamatsu.lg.jp	高松市
2	丸 亀 市 少年育成センター	763-0034 丸亀市大手町二丁目 1-7 (丸亀市保健福祉センター内)	0877-22-6886 (0877-22-1367) ikusei@city.marugame.lg.jp	丸亀市
3	坂 出 市 少年育成センター	762-0003 坂出市久米町一丁目 18-20	0877-46-2777 (0877-46-7140) ikusei@city.sakaide.lg.jp	坂出市
4	善 通 寺 市 少年育成センター	765-0013 善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号 (教育委員会教育総務課内)	0877-63-6327 (0877-63-6348) ikusei@city.zentsuji.kagawa.jp	善通寺市
5	観 音 寺 市 少年育成センター	768-8601 観音寺市坂本町一丁目 1-1	0875-25-4251 (0875-25-4285) ikusei@city.kanonji.lg.jp	観音寺市
6	さ ぬ き 市 少年育成センター	769-2396 さぬき市寒川町石田東甲 425	0879-26-9976 (0879-26-9978) ikusei@city.sanuki.lg.jp	さぬき市
7	東 か が わ 市 こども総合支援センター	769-2792 東かがわ市湊 1847-1	0879-24-1005 (0879-26-1232) hk-shien-edu@city.higashikagawa.kagawa.jp	東かがわ市
8	三 豊 市 少年育成センター	769-1506 三豊市豊中町本山甲 160-1	0875-73-3150 (0875-62-1236) ikusei@city.mitoyo.lg.jp	三豊市
9	小 豆 地 区 少年育成センター	761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2155-1	0879-62-6565 (0879-62-0603) shozu-ikusei@oregano.ocn.ne.jp	土庄町 小豆島町
10	三 木 町 少年育成センター	761-0692 木田郡三木町氷上 310	087-891-3316 (087-898-1994) shogaigakushu@town.miki.lg.jp	三木町
11	宇 多 津 町 少年育成センター	769-0208 綾歌郡宇多津町浜八番丁 113-1	0877-49-3460 (0877-49-4015) utikusei@town.utazu.kagawa.jp	宇多津町
12	綾 川 町 少年育成センター	761-2103 綾歌郡綾川町陶 5593-1	087-814-5205 (087-814-5305) ayagawa_ikusei@blue.ocn.ne.jp	綾川町
13	琴 平 町 少年育成センター	766-0004 仲多度郡琴平町榎井 817-7	0877-75-0919 (0877-75-0925) ikusei@town.kotohira.lg.jp	琴平町
14	多 度 津 町 少年育成センター	764-0014 仲多度郡多度津町本通二丁目 11-14	0877-33-3076 (0877-33-3076) ikusei@town.tadotsu.lg.jp	多度津町
15	ま ん の う 町 少年育成センター	769-0312 仲多度郡まんのう町宮田 750-4	0877-75-4032 (0877-75-1512) cho-ikusei@town.manno.lg.jp	まんのう町

4 香川県青少年活動推進本部組織図 (R5. 4. 1 現在)



Ⅷ 青少年関係法令等

1 県関係条例・規則・要綱等

① 香川県青少年保護育成条例（昭和27年8月10日香川県条例第22号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 優良な興行及び図書等の推奨（第5条）

第3章 青少年の福祉を阻害するおそれがある営業の制限等

第1節 有害興行、有害図書等及び有害がん具類等の制限（第6条—第9条）

第2節 有害広告物及び有害広告文書等の制限（第10条・第10条の2）

第3節 無店舗型電話異性紹介営業に係る利用カードの制限（第10条の3—第10条の6）

第4節 保護者等の申出（第11条）

第5節 物品質受入等及び古物等の買受け等の制限（第12条—第14条）

第4章 青少年の福祉を阻害するおそれがある行為の制限（第15条—第17条の2）

第4章の2 青少年のインターネット利用環境の整備（第17条の3—第17条の5）

第5章 雑則（第18条—第21条）

第6章 罰則（第22条—第30条）

附則

青少年は、次の社会をになうものであるから、何人も、これら青少年を愛護し、かつ、心身ともに健やかに育成されるように努める責務がある。したがって何人も、青少年の心身の発達に有害な影響を与える等その福祉を阻害するような行為をしてはならない。もしかゝる行為がなされ又はその行為のおそれがあるときは、各自がそれぞれ責任をもってこれを防止し、これらの行為から青少年を安全に保護するように努めなければならない。この趣旨に基づいて、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人とする。）、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監又は雇用主その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

(3) 興行 映画、演劇、演芸、観せ物、紙芝居等を公衆に観せ、又は聞かせることをいう。

- (4) 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真並びにテープ（録音又は録画済みのものに限る。）、録音盤、ビデオディスク、映写用の映画フィルム及びスライドフィルムその他の映像又は音声記録されている物をいう。
- (5) がん具類等 がん具その他これに類するもの及び刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に定める刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（情報通信の技術を利用して送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けを行うことができる設備を有する自動販売機又は自動貸付機をいう。
- (7) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (8) 広告文書等 広告のため配布される文書、図画その他の物をいう。
- (9) 利用カード 無店舗型電話異性紹介営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。）を利用するために必要な情報が記録されているカードその他の物であって、当該無店舗型電話異性紹介営業を利用する時間、回数その他の数量に応じた対価をもって販売されるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する県の施策の内容を県民に公表しなければならない。

（適用上の注意）

第4条 この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 優良な興行及び図書等の推奨

第5条 知事は、次に掲げるもので、青少年を健全に育成する上に有益であると認めるものを推奨することができる。

- (1) 興行で、その内容が特に優れていると認められるもの
- (2) 図書等で、その内容が特に優れていると認められるもの

第3章 青少年の福祉を阻害するおそれがある営業の制限等

第1節 有害興行、有害図書等及び有害がん具類等の制限

（業者等の自主規制）

第6条 興行を主催する者又は図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者（以下「図書等取扱業者」という。）は、興行又は図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該興行を見せ、若しくは聴かせ、又は当該図書等の販売、頒布、交換、贈与、貸付けその他これに準ずる行為（以下「販売等」という。）をし、若しくは当該図書等を閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。

2 がん具類等の取扱いを業とする者は、がん具類等の形状、構造又は機能が人体若しくは産に危害を及ぼし、又は著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。

3 自動販売機等による図書等又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者（以下「特定自動販売機等業者」という。）は、図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、若しくは甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき、又はがん具類等の形状、構造若しくは機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年が当該図書等又はがん具類等を購入し、又は借りるおそれがある場所に設置されている自動販売機等に当該図書等又はがん具類等を収納しないように努めなければならない。

（有害興行等の観覧の禁止）

第7条 知事は、興行の内容が、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を指定して、青少年にそれを観せないようにすることができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を県報に登載して公示しなければならない。

3 知事は、第1項の指定をした際、現に当該興行を主催している者に通知しなければならない。

4 第1項の指定のあった興行を主催する者は、第2項の公示があったとき、又は前項の通知を受けたときは、規則の定めるところにより指定のあった旨を掲示しなければならない。

5 興行を主催する者は、第1項の指定のあった興行の内容を青少年に観せてはならない。ただし、教育等の必要により、特に知事の許可のあった場合は、この限りでない。

6 保護者は、その監護にかかる青少年に第1項の指定のあった興行の内容を観せないように気をつけなければならない。

（有害図書等の販売等の禁止等）

第8条 次に掲げる図書等は、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等とする。

（1）書籍又は雑誌であって、著しく性的感情を刺激する姿態又は性的な行為で青少年の福祉を阻害するおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの

（2）テープ（録画済みのものに限る。）、ビデオディスク、映写用の映画フィルムその他の映像が記録されている物であって、卑わいな姿態等を描写した場面の時間が合わせて3分を超えるもの

（3）図書等であって、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの

（4）図書等の審査を行う団体で知事の指定を受けたものが、青少年に販売等をし、閲覧させ、又は視聴させることが不相当であると認めた図書等で当該団体が定める方法によ

りその旨が表示されているもの

- 2 知事は、前項各号に掲げる図書等のほか、内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認める図書等を青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等として指定することができる。
- 3 知事は、第1項第4号の指定をしたときはその旨及び同号の当該団体が定める方法を、前項の規定による指定をしたときはその旨を県報に登載して公示しなければならない。
- 4 図書等取扱業者は、青少年に第1項各号に掲げる図書等又は第2項の規定による指定を受けた図書等（以下これらを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。
- 5 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう規則で定める方法により有害図書等を他の図書等と明確に区分し、かつ、屋内の容易に監視できる場所にまとめて陳列した上で、有害図書等の販売等をする場合にあっては、その陳列場所の見やすい箇所に、青少年には有害図書等の販売等をすることができない旨を掲示しなければならない。
- 6 図書等取扱業者は、その営業の場所において、青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気を付けなければならない。
- 7 保護者は、その監護に係る青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気を付けなければならない。
- 8 知事は、有害図書等について、第5項の規定による陳列又は掲示がされていないと認めるときは、図書等取扱業者に対し、有害図書等の陳列方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（有害がん具類等の販売等の禁止等）

第8条の2 次に掲げるがん具類等は、著しく性的感情を刺激し、青少年の福祉を阻害するおそれがあるがん具類等とする。

- (1) 専ら性的な行為の用に供するがん具類等であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 使用された下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
- 2 知事は、前項各号に掲げるがん具類等のほか、形状、構造又は機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるがん具類等を青少年の福祉を阻害するおそれがあるがん具類等として指定することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を県報に登載して公示しなければならない。
 - 4 がん具類等の取扱いを業とする者は、青少年に第1項各号に掲げるがん具類等又は第2項の規定による指定を受けたがん具類等（以下これらを「有害がん具類等」という。）の販売等をしてはならない。
 - 5 保護者は、その監護に係る青少年に有害がん具類等を所持させないように気を付けなければならない。

(特定自動販売機等の設置等の届出)

第8条の3 特定自動販売機等業者は、図書等又はがん具類等に係る自動販売機等(以下「特定自動販売機等」という。)を設置しようとするときは、特定自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定自動販売機等の設置場所

(3) 第8条の5に規定する特定自動販売機等管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) その他規則で定める事項

2 前項の届出をした者は、その届出に係る同項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る特定自動販売機等の使用を廃止したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定自動販売機等への表示)

第8条の4 特定自動販売機等業者は、特定自動販売機等ごとに、前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項その他規則で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(特定自動販売機等管理責任者の設置)

第8条の5 特定自動販売機等業者は、特定自動販売機等ごとに、当該特定自動販売機等が設置されている市町に住所を有する者で当該特定自動販売機等を適正に管理することができるものを特定自動販売機等管理責任者として置かなければならない。ただし、特定自動販売機等業者が、当該特定自動販売機等が設置されている市町に住所を有し、かつ、当該特定自動販売機等の管理を自ら適正に行うことができると知事が認めるときは、自ら特定自動販売機等管理責任者となることができる。

(特定自動販売機等への有害図書等又は有害がん具類等の収納の禁止等)

第8条の6 特定自動販売機等業者及び特定自動販売機等管理責任者は、有害図書等又は有害がん具類等を特定自動販売機等に収納してはならない。

2 特定自動販売機等業者及び特定自動販売機等管理責任者は、特定自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具類等が第8条第2項又は第8条の2第2項の規定による指定を受けたときは、当該図書等又はがん具類等を当該特定自動販売機等から直ちに除去しなければならない。

(適用除外)

第9条 第8条の3から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置される特定自動販売機等については、適用しない。

第2節 有害広告物及び有害広告文書等の制限

(有害広告物の制限)

第10条 知事は、広告物の形態又は内容が、著しく性的感情を刺戟し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、広告主又は広告物の管理者に対し、その広告物の形態又は内容の変更その他必要な措置を命じることができる。

(有害広告文書等の制限)

第10条の2 卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載した広告文書等は、著しく性的感情を刺激し、青少年の福祉を阻害するおそれがある広告文書等（次項において「有害広告文書等」という。）とする。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に有害広告文書等の配布をすること。

(2) 青少年が居住している住居に有害広告文書等の配布（規則で定める方法による配布を除く。）をすること。

(3) 次に掲げる施設の敷地内において有害広告文書等の配布をすること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

ウ その他多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

第3節 無店舗型電話異性紹介営業に係る利用カードの制限

(利用カードの販売等の禁止)

第10条の3 何人も、青少年に利用カードの販売等をしてはならない。

(利用カード自動販売機の設置の禁止)

第10条の4 何人も、利用カードに係る自動販売機（以下「利用カード自動販売機」という。）

を設置してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に設置される利用カード自動販売機及び青少年が利用カードを購入することを防止する措置が講じられていると知事が認める利用カード自動販売機で屋内に設置されるものについては、この限りでない。

(利用カード自動販売機の設置等の届出)

第10条の5 前条ただし書に規定する利用カード自動販売機を設置しようとする者は、利用カード自動販売機ごとに、設置の日の10日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 利用カード自動販売機の設置場所

(3) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更の日の10日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号若しくは第3号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る利用カード自動販売機の使用を廃止したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(利用カード自動販売機及び利用カードへの表示)

第10条の6 利用カード自動販売機を設置する者は、利用カード自動販売機ごとに、前条第1項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

2 利用カード自動販売機を設置する者は、当該利用カード自動販売機により販売する利用カードには、当該利用カードに係る無店舗型電話異性紹介営業による青少年の福祉の阻害を防止するための表示を規則で定めるところにより行わなければならない。

第4節 保護者等の申出

第11条 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、知事に対し、第7条第1項、第8条第2項、第8項若しくは第9項、第8条の2第2項又は第10条の措置をとるよう申出をすることができる。

第5節 物品質受入等及び古物等の買受け等の制限

(物品質受入等の制限)

第12条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第1項の質屋営業を営む者は、青少年又はその委託を受けた者から、物品(有価証券を含む。以下同じ。)を質にとり、又はこれらの者に対し、物品をもって弁済に充てる約款を附して金銭を貸し付けてはならない。

(古物等の買受け等の制限)

第13条 古物(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に規定する古物をいう。)、廃品又はくず(以下「古物等」という。)の取引を業とする者は、青少年又はその委託を受けた者から、古物等を買受け、若しくは古物等の販売の委託を受け、又はこれらの者と古物等を交換してはならない。

(適用除外)

第14条 前2条の規定は、民法(明治29年法律第89号)又はその他の法令により成年者と同一の行為能力を有するものと認められる青少年がその営業を営むについて前2条の行為の相手方となる場合又は保護者の囑託若しくは同意を得たと認めるに足る相当な理由がある場合その他正当な理由がある場合には、これを適用しない。

第4章 青少年の福祉を阻害するおそれがある行為の制限

(深夜外出の制限等)

第15条 保護者は、午後11時から翌日午前4時までの間(以下「深夜」という。)、その監護に係る青少年が外出する場合においては、保護者が自ら同行するか、又は成年者に囑託して同行させるように注意しなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がないのに、深夜、保護者の囑託を受けず、又はその承諾を得ないで青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 次に掲げる者は、正当な理由がないのに、深夜、当該興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

(1) 興行を主催する者

(2) 個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業を営む者

(3) 客にスポーツをさせ、又はカラオケ装置その他の設備を設けて遊戯をさせる営業で規則で定めるものを営む者

4 前項各号に掲げる者は、深夜に興行又は同項第2号若しくは第3号に規定する営業を行う場合には、当該興行又は営業の場所に、規則で定めるところにより深夜における青少年の入場を拒む旨を掲示しなければならない。

(淫行又は猥せつ行為等の禁止)

第16条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第16条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第17条の4第1項において同じ。）その他の記録をいう。第24条第11号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第17条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所を提供し、又は場所の提供を周旋してはならない。

- (1) 第16条の行為
 - (2) と博又は暴行
 - (3) 飲酒又は喫煙
 - (4) 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）の使用
 - (5) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
 - (6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用
- (入れ墨を施す行為等の禁止)

第17条の2 何人も、正当な理由がないのに青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周せんしてはならない。

第4章の2 青少年のインターネット利用環境の整備

(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)

第17条の3 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェア（法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧等の防止措置)

第17条の4 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。第4項において同じ。）を利用しない旨の申出をするとき、又は法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。第4項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、これらの申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面（電磁的記録を含む。第3項において同じ。）を携帯電話インターネット事業者等（法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者等は、法第14条の規定により青少年又は保護者に対して同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明し、及びこれらの内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者等は、第1項の規定により書面の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載され、若しくは記録された理由及び事項を記載した書類を保存しなければならない。

4 知事は、前3項の規定又は法第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定の施行に必要な限度において、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務（法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。）の提供を受けていると認められる青少年の保護者若しくは法第16条本文の規定によりフィルタリング有効化措置を講じなければならない場合においてこれを講じなかったと認められるときの当該青少年の保護者（規則で定める者に限る。）に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。

（携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等）

第17条の5 知事は、携帯電話インターネット事業者等が前条第2項若しくは第3項の規定又は法第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 雑則

（諮問）

第18条 知事は、第5条の規定による推奨をし、第7条第1項、第8条第1項第4号若しくは第2項若しくは第8条の2第2項の規定による指定をし、又は第10条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会の意見をきかないで前項本文の指定、推奨又は措置命令をしたときは、香川県児童福祉審議会又

は香川県教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

第19条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、興行場その他の営業所（特定自動販売機等又は利用カード自動販売機の設置場所を含む。）に立ち入り、調査を行わせ、関係人から資料の提供を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

2 前項の手続は、必要の最小限度において行うべきであって、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければ、第1項に規定する職務を行うことができない。

4 前項の証票の様式は、規則で定める。

5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保護者への通告)

第20条 警察官若しくは少年補導職員又は児童委員、保護司、児童福祉司その他当該職員は、深夜、外出中の青少年を発見し、これを放置すればその青少年の福祉を害するおそれがあると認めるときは、速やかに、保護者にその旨を通知し、当該青少年の引取りを求める等その保護に必要な適宜の措置をとらなければならない。

2 前項の規定により青少年を保護するに当っては、常に懇切、かつ誠意ある態度をもって臨み、その信頼を受けるように努めなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の規定に違反した者

(2) 第17条の2の規定に違反した者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第5項の規定に違反した者

(2) 第8条第4項の規定に違反した者

(3) 第8条第9項の規定による知事の命令に違反した者

(4) 第8条の2第4項の規定に違反した者

(5) 第8条の6の規定に違反した者

(6) 第10条の規定による知事の命令に違反した者

(7) 第10条の2第2項の規定に違反した者

(8) 第10条の3の規定に違反した者

(9) 第10条の4の規定に違反した者

(10) 第15条第3項の規定に違反した者

(11) 第16条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提

供を求めた者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を求めた者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の規定に違反した者

(2) 第13条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第4項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

(2) 第8条の3の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第8条の4の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

(4) 第10条の5の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第10条の6第1項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

(6) 第10条の6第2項の規定に違反した者

(7) 第15条第2項の規定に違反した者

(8) 第15条第4項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

(9) 第19条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第27条 第7条第5項、第8条第4項、第8条の2第4項、第10条の2第2項、第10条の3、第12条、第13条、第15条第2項若しくは第3項、第16条、第17条又は第17条の2の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第22条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第23条から第26条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第29条 第22条から前条までの規定に該当する場合においても、刑法(明治40年法律第45号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他法律に正条があるときは、これらの法律による。

第30条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から、施行する。ただし、第16条から第21条までの規定は、公布の日から起算して1ヶ月を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和38年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年3月30日条例第20号)

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則（昭和52年10月20日条例第26号）

この条例は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動販売機を設置している自動販売機による図書の販売業者は、この条例の施行の日から30日以内に、当該自動販売機ごとに、改正後の香川県青少年保護育成条例第8条の3第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の香川県青少年保護育成条例第8条の3第1項の規定による届出をした者とみなす。

4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

6 附則第4項の違反行為をした者が青少年であるときは、同項の罰則は、青少年に対しては適用しない。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年4月10日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成2年12月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成7年10月17日条例第39号）

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成7年10月18日から施行する。

2 この条例の施行により新たに図書等に含まれることとなる物に係る自動販売機をこの条例の施行の際現に設置している自動販売機による図書等の販売業者についての改正後の香川県青少年保護育成条例第8条の3第1項の規定の適用については、同項中「設置しようとするときは」とあるのは、「設置しているときは、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成7年香川県条例第39号）の施行の日から30日以内に」とする。

附 則（平成8年10月15日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、同条第2項を削る改正規

定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている特定自動販売機等についての改正後の第8条の3第1項の規定の適用については、同項中「設置しようとするときは」とあるのは、「設置しているときは、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年香川県条例第36号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。
- 3 この条例の施行の際現に営まれているテレホンクラブ等営業についての改正後の第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「営もうとする者は」とあるのは「営んでいる者は」と、「営業の開始の日の10日前までに」とあるのは「香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年香川県条例第36号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。
- 4 前項の規定により読み替えられた改正後の第10条の3第1項の規定による届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2年を経過する日までの間は、改正後の第10条の4の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ名等を記載した広告物については、施行日から起算して3月を経過する日までの間は、改正後の第10条の6第1項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に設置されている利用カード自動販売機についての改正後の第10条の9第1項の規定の適用については、同項中「設置しようとする者は」とあるのは、「設置している者は」と、「設置の日の10日前までに」とあるのは「香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年香川県条例第36号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。
- 7 前項の規定により読み替えられた改正後の第10条の9第1項の規定による届出に係る利用カード自動販売機については、施行日から起算して3月を経過する日までの間は、改正後の第10条の8の規定は、適用しない。

附 則（平成11年10月15日条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成11年10月規則第64号で、同11年11月1日から施行）

附 則（平成12年3月27日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第51号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成14年3月規則第18号で、同14年4月1日から施行）

附 則（平成17年3月29日条例第13号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 目次の改正規定、第2条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）、第6条第3項及び第9条の改正規定並びに第4章の次に1章を加える改正規定 公布の日
- (2) 第14条の改正規定 規則で定める日

(平成17年3月規則第21号で、同17年4月1日から施行)

附 則 (平成18年12月22日条例第68号)

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第36号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第17条の4第2項から第4項までの規定に違反していると認める者に係る勧告及び公表に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月24日条例第6号)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年7月17日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(香川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 次の各号に掲げる者については、第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者
 - (2) 改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされる者

② 香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年9月1日香川県規則第37号）

第1条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定による掲示は第1号様式により場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

第2条 条例第7条第5項ただし書の規定により許可を受けようとする者は第2号様式により申請しなければならない。

第3条 条例第8条第1項第1号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに類する状態での次のいずれかに該当する著しく性的感情を刺激する姿態
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 排せつを行う姿態
 - エ 緊縛された姿態
- (2) 次のいずれかに該当する性的な行為
 - ア 愛ぶ（全裸、半裸又はこれらに類する状態で行うものに限る。）
 - イ 性交又はこれに類する行為
 - ウ 自慰
 - エ 不同意性交等又はこれに類する行為

第4条 条例第8条第5項に規定する規則で定める方法は、次の各号（同条第1項第3号に該当して有害図書等とされたものについては、第1号又は第5号）のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列すること。
- (3) 有害図書等から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に有害図書等を陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に有害図書等を陳列すること。
- (5) 背表紙のみが見えるようにして有害図書等を陳列すること。
- (6) 前各号に掲げる陳列方法をとることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして有害図書等を陳列すること。

第5条 条例第8条の2第1項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 性器を模した形状
- (2) 人を模した形状
- (3) 男性の性器を包み込む構造
- (4) 女性の性器に挿入する構造

第6条 条例第8条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定自動販売機等を設置する者の電話番号
- (2) 特定自動販売機等の種類

- (3) 特定自動販売機等に収納する図書等又はがん具類等の種類
 - (4) 特定自動販売機等管理責任者の電話番号
 - (5) 特定自動販売機等の設置年月日
- 2 条例第8条の3第1項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する個人である場合は、その添付を省略することができる。
- (1) 特定自動販売機等を設置する者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (2) 特定自動販売機等管理責任者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (3) 特定自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
 - (4) 特定自動販売機等の設置場所付近の見取図
- 3 条例第8条の3第2項又は第3項の規定による届出は、特定自動販売機等変更（廃止）届出書（第4号様式）により行わなければならない。
- 4 前項の届出書（特定自動販売機等の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
- 第7条 条例第8条の4に規定する規則で定める事項は、前条第1項第1号及び第4号に掲げる事項とする。
- 第8条 条例第10条の2第2項第2号に規定する規則で定める方法による配布は、内容物が見えない封筒その他の物で青少年以外の者の氏名を受取人として記載したものに有害広告文書等を入れ、当該有害広告文書等を受取人以外の者が容易に見ることができないようにして行う配布とする。
- 第9条 条例第10条の2第2項第3号ウに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を有するものに限る。）
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）
 - (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校及び同項第4号に規定する職業能力開発促進センター
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、別表に掲げる施設
- 第10条 条例第10条の5第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 利用カード自動販売機を設置する者の電話番号
 - (2) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 利用カード自動販売機の設置年月日
- 2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する個人である場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 利用カード自動販売機を設置する者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (3) 利用カード自動販売機の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
- (4) 利用カード自動販売機の設置場所付近の見取図

3 条例第10条の5第2項又は第3項の規定による届出は、利用カード自動販売機変更（廃止）届出書（第6号様式）により行わなければならない。

4 前項の届出書（利用カード自動販売機の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第11条 条例第10条の6第1項に規定する規則で定める事項は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項とする。

第12条 条例第10条の6第2項の規定による表示は、青少年に対するいん行その他の青少年の福祉を阻害する行為をした者は、条例により罰せられることがある旨を見やすいように記載することにより行わなければならない。

第13条 条例第11条の規定による保護者等の申出は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を付して行わなければならない。

- (1) 条例第7条第1項の措置 興行の名称、興行場の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所
- (2) 条例第8条第2項の措置 図書等の名称、図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所
- (3) 条例第8条第8項又は第9項の措置 図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害図書等の陳列等の状況
- (4) 条例第8条の2第2項の措置 がん具類等の名称、販売等を行う店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所
- (5) 条例第10条の措置 広告物の場所及び有害と認められる具体的な箇所

第14条 条例第15条第3項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボーリング又はアーチェリーを行わせるもの
- (2) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの
- (3) 硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定するものを除く。）

2 条例第15条第4項の規定による掲示は、第7号様式により場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

第15条 条例第17条の4第1項に規定するフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の

業務に著しい支障を生ずること。

- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっておりフィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。第5項において「法」という。）第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。第4項第1号において同じ。）からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をすることがやむを得ないと認められる理由として知事が定めるもの

2 条例第17条の4第1項に規定するフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 前項各号に掲げる理由
- (2) 保護者が、自己の責任において適切にフィルタリング有効化措置を行うこと。

3 条例第17条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名及び電話番号

4 条例第17条の4第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (2) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときには第1項各号に、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときには第2項各号にそれぞれ掲げるいずれかの理由が必要であること及び条例第17条の4第1項に規定する書面の提出が必要であること。

5 条例第17条の4第3項の規定による保存は、役務提供契約（法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下この項において同じ。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、行わなければならない。

6 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める者は、前項に定める期間における青少年の保護者とする。

第16条 条例第17条の5第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

第17条 条例第19条第4項に規定する証票は、第8号様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 3 月 23 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 5 月 7 日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 11 月 11 日規則第 47 号）

この規則は、昭和 52 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 17 日規則第 31 号）

- 1 この規則は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和 55 年香川県条例第 5 号）附則第 2 項の規定による届出は、改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第 3 号様式の例による届出書の正本にその写し 1 通を添えて行わなければならない。
- 3 改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第 3 条第 4 項の規定は、前項の届出書について準用する。

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 13 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 2 年 12 月 19 日規則第 53 号）

この規則は、平成 2 年 12 月 29 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 10 日規則第 40 号）

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第 6 号様式による証票は、この規則の施行の日から起算して 2 月を経過する日までの間は、改正後の第 6 号様式による証票とみなす。

附 則（平成 6 年 8 月 1 日規則第 42 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 8 年 10 月 15 日規則第 57 号）

この規則は、平成 9 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 26 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 19 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 4 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日規則第 20 号）

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 号様式の改正規定（「自動貸出機」を「自動貸付機」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 35 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日規則第 102 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 22 号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 26 日規則第 75 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 44 号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成 25 年 7 月 7 日までの間における第 1 条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第 6 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「個人」とあるのは、「個人（外国人を除く。）」とする。

- 4 第 1 条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日規則第 69 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 17 日規則第 37 号）
この規則は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 7 日規則第 40 号）
この規則は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 15 日規則第 68 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日規則第 3 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 11 日規則第 32 号）
この規則は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

名称
香川県立屋島少年自然の家
香川県立五色台少年自然センター
香川県青年センター

③ 香川県青少年保護育成条例に係る告示（抜粋）

○ 条例第8条第1項第4号に基づく指定【団体の指定】

平成 19 年3月 20 日香川県告示第 107 号

団体の名称	当該団体が定める方法
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	<p>次の例により、図書等の包装の表面に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p> 
コンピュータソフトウェア倫理機構	<p>次の例により、図書等の包装の表面にシールを貼ることにより表示する。</p> 
一般社団法人日本コンテンツ審査センター (平成 28 年3月 18 日香川県告示第 98 号)	<p>次の例により、図書等の表面及びそのジャケット等に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p>  <p>大きさ 縦23mm 横15mm</p>

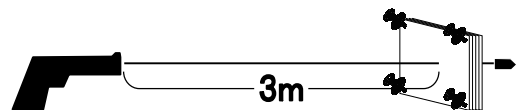
○ 条例第8条の2第2項に基づく指定【エアガン等の指定】

昭和60年11月15日香川県告示第998号

品名	構造	機能	指定理由
ガン具空気銃	レバー等をもって空気圧縮ポンプ若しくはスプリングを作動し、圧縮された空気の利用して弾丸を発射させるもの、又は充てんした圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの	当該ガン具空気銃の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの	構造または機能が人体または財産に危害を及ぼすおそれがあるため、それを所持させることが青少年及び幼児の福祉を阻害するおそれがある。
バネ式銃	レバー等をもってバネを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの	当該バネ式銃の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの	
スリングショット	腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒(ゴム固定金具等が付加されたものを含む。)に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸、矢その他これらに類する物(以下「弾丸等」という。)を発射させるもの	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.07kgm/cm ² 以上のもの	

目安

射角水平度で弾丸を発射した場合において、概ね銃口から3mの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙を5枚以上貫通する威力を有するもの



○ 条例第8条の2第2項に基づく指定【刃物の指定】

平成 20 年9月 30 日香川県告示第 428 号

品名	構造	機能	指定理由
固定式のナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第17条の規定により測定した刃体の長さ(以下「刃体の長さ」という。)が6センチメートルを超えるものであって、刃体が柄に固定されたもの(包丁、果物ナイフ、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、キッチンナイフ、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、食事用のナイフ、電工ナイフ、カミソリナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。)	刃体の鋭利性において人体に危害を及ぼすもの	構造又は機能が人体に危害を及ぼすため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがある。
折りたたみ式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるものであって、刃体と柄の結合部の軸を中心として開刃させ、開刃した刃体を柄に固定させる装置を有するもの(電工ナイフ、ツールナイフ、カミソリナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。)		
スライド式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有するもの(クラフトナイフ、カッターナイフ、電工ナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。)		
仕込み式のナイフ	外観はペン、くし、ベルト、ペンダント等の日常生活で使用されるものの形状をし、刃体を内蔵した刃物(カッターナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。)		

規制の対象となるナイフの例示

固定式のナイフ	サバイバルナイフ、ダガーナイフ、ランボーナイフ、ボウイナイフ、スキナーナイフ、コンバットナイフ、フィレナイフ、ダイバーズナイフ、グルカナイフなど
折りたたみ式のナイフ	バタフライナイフ、ハンティングナイフ、ロックブレードナイフなど
スライド式のナイフ	スライドナイフ、振り出しナイフなど
仕込み式のナイフ	ペンナイフ、バックルナイフ、ペンダントナイフなど

○ 条例第8条の2第2項に基づく指定【クロスボウの指定】

令和3年1月12日香川県告示第6号

品名	構造	機能	指定理由
クロスボウ(鉄砲型近代洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端50cmの距離で $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ 以上のもの	構造又は機能が人の生命や身体に危害を及ぼし、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがある。

④ 香川県青少年活動推進本部規則（昭和 34 年 1 月 31 日香川県規則第 5 号）

（設置）

第 1 条 青少年活動の積極的な推進と青少年の健全な育成を図るため、香川県青少年活動推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 本部は、青少年に関する諸問題を調査研究し、総合的な青少年対策を樹立するとともに、その実施に関し、関係機関の連絡及び調整を図るものとする。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は知事、副本部長は副知事をもってこれに充てる。

3 部員は、審議監、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。

（職務）

第 4 条 本部長は、本部に関する事務を総轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部員は、本部長の命を受け、本部に関する事務を掌理する。

（幹事）

第 5 条 本部に幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、部員を補佐し、本部に付議する事項の連絡調整に従事する。

（部会）

第 6 条 本部の所掌に属する事務のうち専門的事項又は技術的事項につき調査研究させるため、本部に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、部員のうちから本部長が指名する。

4 副部会長及び部会員は、県職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

5 部会において必要と認めるときは、部会に付議する事項に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第 7 条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

3 事務局長、事務局次長その他の職員は、県職員のうちから知事が任命する。

4 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

5 事務局次長その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（補則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、昭和 34 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 8 月 13 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 9 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 22 号抄）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 40 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 21 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

⑤ 香川県児童福祉審議会条例（平成12年3月27日香川県条例第9号）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員の任期）

第3条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 審議会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（雑則）

第7条 児童福祉法及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成12年5月31日に満了する。

附 則（平成12年12月20日条例第98号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年10月11日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

⑥ 香川県青少年問題協議会条例（昭和28年10月6日香川県条例第50号）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、香川県青少年問題協議会

（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

（副会長）

第5条 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

（専門委員）

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する。

（勤務）

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年10月1日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年4月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年10月7日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年7月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年7月14日条例第89号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中香川県青少年問題協議会設置条例第1条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中香川県青少年問題協議会設置条例第2条の改正規定 平成12年10月1日

(3) 第2条の規定 平成13年1月6日

附 則（平成25年10月11日条例第53号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 その他関係法令名

- 児童福祉法
- 地方青少年問題協議会法
- 少年法
- 未成年者喫煙禁止法
- 未成年者飲酒禁止法
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法

IX 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼 称	年 齢 区 分
子ども・若者育成支援推進法 (子ども・若者育成支援推進大綱)	子 供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若 者	思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする
	青 少 年	乳幼児期から青年期までの者
少 年 法	少 年	20歳未満の者
刑 法	刑 事 責 任 年 齢	満14歳以上の者
児 童 福 祉 法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学 校 教 育 法	学 齢 児 童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民 法	未 成 年 者	18歳未満の者
	婚 姻 適 齢	満18歳
労 働 基 準 法	年 少 者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
未 成 年 者 喫 煙 禁 止 法	未 成 年 者	20歳未満の者
未 成 年 者 飲 酒 禁 止 法	未 成 年 者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年 少 者	18歳未満の者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青 少 年	18歳未満の者
香川県青少年保護育成条例	青 少 年	18歳未満の者